

第百八回 参議院外務委員会會議録第三号

昭和六十二年五月二十一日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 宮澤 弘君

理事 最上 進君 森山 眞弓君 松前 達郎君 小西 博行君

委員 後藤 正夫君 嶋崎 均君 鳩山威一郎君 林 健太郎君 林田悠紀夫君 原 文兵衛君 藤井 孝男君 中村 哲君 矢田部 理君 広中和歌子君 立木 洋君 田 英夫君

國務大臣 倉成 正君 外務大臣 小和田 恒君 外務大臣官房長 松田 慶文君 外務大臣官房外務報道官 渡辺 允君 外務大臣官房審議官 柳井 俊二君 外務大臣官房審議官 遠藤 哲也君

外務大臣官房長 小和田 恒君 外務大臣官房外務報道官 松田 慶文君 外務大臣官房審議官 柳井 俊二君 外務大臣官房審議官 遠藤 哲也君

外務大臣官房領事移住部長 妹尾 正毅君 外務省アジア局長 藤田 公郎君 外務省北米局長 藤井 宏昭君 外務省中近東アフリカ局長 恩田 宗君 外務省経済協力局長 池田 勉彦君 外務省経済協力局長 英 正道君 外務省条約局長 齊藤 邦彦君 外務省情報調査局長 新井 弘一君

事務局員

常任委員会専門員 小杉 照夫君

説明員

内閣総理大臣官房参事官 榊 誠君 環境庁自然保護局野生生物課長 佐野 弘君 外務省国際連合局審議官 林 貞行君 農林水産省食品流通局食品油脂課長 増田 正尚君 通商産業省貿易局輸出課長 村田 成二君 通商産業省機械情報産業局電子機器課長 本田 幸雄君 運輸省国際運輸・観光局外航課長 野崎 敦夫君 郵政省郵務局国際業務課長 楠田 修司君

本日の會議に付した案件

○アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八條、第十七條、第十九條及び第二十一條の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三條の改正の受諾について承認を求めるとの件(内閣提出)

○千九百八十六年の国際コリア協定の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○世界保健機関憲章第二十四條及び第二十五條の改正の受諾について承認を求めるとの件(内閣提出)

○文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議

定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件(内閣提出)

○委員長(宮澤弘君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるとの件、南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八條、第十七條、第十九條及び第二十一條の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三條の改正の受諾について承認を求めるとの件、千九百八十六年の国際コリア協定の締結について承認を求めるとの件、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるとの件、世界保健機関憲章第二十四條及び第二十五條の改正の受諾について承認を求めるとの件、以上六件を便宜一括して議題といたします。

六件につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

○松前達郎君 ただいまの六件について幾つかの点について質問させていただきます。

その前に、外務大臣、大変に厳しい外交日程であちこち飛び回られて大変だったと思えますけれども、まず最初に御努力に対して私どもからも敬意を表させていただきます、こう思います。その中にサミットへ向けての問題等も含まれているわけですから、またこれについては後ほど御意見なり何なりお伺いをいたしたいと思っております。

そこで最初に、ただいまの六件につきましての質問であります。まず第一に、南東大西洋の生物資源の保存に関する条約につきまして二、三お伺いをいたしたいと思っております。

第八条に、委員会が定める関係締結国に対する総漁獲量の配分に関する取り決めの作成、勧告、こういつたような条項があるわけでありまして、これについては具体的にはどういうことを指しているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○政府委員(池田通彦君) お答え申し上げます。総漁獲量の決定自体は、この条約と申しますか、南東大西洋漁業国際委員会の仕事でございます。しかしながら、御案内のように、数種の魚種が含まれておりまして、総漁獲量を決めた中で、それを地域的に、また魚種別にどういうふうに分するかという問題になりますと、それぞれの利害関係国、関心国というのはおのずから異なつてまいるのでございます。そこでこういう二本立ての規定にいたしまして、一応総枠は委員会が決めるけれども、あとそれをどのように配分するか、これは関係国の間で話し合つて決めるように、こういう趣旨でございます。

○松前達郎君 そうしますと、いろいろな魚種に分かれてそれぞれ国の間の交渉となれば、いわゆる漁業交渉というのがありますね。例えば日ソ間もありますし、アメリカと日本との間もありますし、こういうものとの関連というのはこことは全然関係ないということですか。

も、そう回避性の強いものではございませんで、アジアとかサバとかメルルーサとか、そういうものでございます。したがって、それぞれの関心はございますけれども、二国間の漁業交渉におけるような非常に先鋭な対立というものはございません。

○松前達郎君 これは南東大西洋ですから、太平洋とは違つて我が国が関係する問題というのはいくつかもありませんが、具体的に日本として何らかの関係が出てくるのかどうか、その点ありましたらお願いします。

○政府委員(池田通彦君) 我が国もかなりの関心を持つております。主な我が国の関心の魚といたしましては、今申し上げましたようなヘイクでございます。アジとかサバでございます。しかし全体としてのシェアは高いものではございません。主な大宗を占めております国といたしましては、例えばスペインでございますとかポルトガルでございますとか、それからソ連の漁獲もかなりの水準に達しております。関心はございますが、各国の間で非常に先鋭な対立を招くほどのものではないと思っております。

○松前達郎君 それでは次に、アジア太平洋郵便連合憲章ですが、この中に、アジア太平洋郵便研修センターというのを設置する、こういつたようなことが出てくるわけなんです。これについて具体的にどこに設置するのか。ちよつと私が見たところ指定されていなかったように見えますが、この辺どうでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) お答え申し上げます。アジア太平洋郵便研修センターは、この地域におきます郵便の分野での、特に業務の改善を図るという目的でこの域内の郵便職員の訓練を行うために設置されたものでございまして、もともと国連のいわゆるUNDPが昭和四十五年にタイのバンコクに設立したものでございます。その後UNDPの援助の縮小がございまして、昭和五十年のメルボルン大会議、これは郵便関係の大会議でございますが、このときの条約改正によりまして

この連合の機関になつたわけでございます。したがって、センターの設置場所はその後もバンコクでございます。

○松前達郎君 次は国際ココア協定なんです。我が国のココアの消費を見ますと、その大きな消費ではない。表をいただいておりますが、その中でも輸入国としては余り上の方に入つていないですね。全然名前も出てこないところもあるわけです。我が国の食品経済といえますか、これにココアが及ぼす影響ですね。恐らくココア協定というのはココアの価格の安定とかそういうものをねらつておられるのだと思つておられる。この価格安定の重要性についてこれは我が国との関連というのには非常に多いのかどうか、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(池田通彦君) お答え申し上げます。御指摘のように、ココア、まあ結局チョコレートになりますかあるいはココアで飲むかでございますけれども、いずれかといえば嗜好食品でございます。本質的な食品でないことは御指摘のとおりでございます。しかしながら、これを生産サイドで見ますと、ココアの生産国と申しますのは、当然のことでございますがすべて途上国でございます。中には例えばアイボリーコーストでございます。中はその他の国のように、非常にココアの輸出に依存している依存度の高い国がございます。それからもう一つココアの特徴といつたしまして、なかなか生産調整ができていくという特性、それからどうしても価格の乱高下が避けがたいという宿命を持つた商品でございます。

この要素をすべて重ね合わせますと、やはり対途上国配慮という点から何らかの価格安定のメカニズム、これが要請される。したがって、七〇年代から伝統的にココア協定というものをつくつてまいつたわけでございます。この要請は依然として変わりがありません。また消費国の方といたしまして、主要な食品ではないにしましてもやはり価格安定ということはそれなりに望ましいものがある、こういうことで産消双方の利害が一致

たしまして協定をつくらうということになつたようでございます。

○松前達郎君 今おっしゃつたように、主要食糧じゃないんですね。主食でも何でもない、嗜好品である。しかもこの嗜好品というのは余り体にもよくないんじゃないかと思つておられる。この辺も考えますと、価格安定というのは今の産出国等の状況、経済状況を考えますと確かに安定させてあげたいという気はするわけなんです。日本にとつてみると輸入としてもそんなに大きな分野を占めておられるわけじゃないんです。

こういつたような問題について日本が加盟していくということが、これは世界的な視野から見れば今おっしゃつたような必要性はあるかもしれません。私としては余り積極的に加盟する必要もないんじゃないかと前から思つておりました。しかし、今の説明のとおり途上国が関与していることであるし、途上国の経済にとつてはある意味では重要な分野を占めておられる。よから、日本としてもこれに加盟しながらお手伝いをするというんですかね、そういうふうな意向だということに何つたんですけれども、そういうふうな解釈していいですか。

○政府委員(池田通彦君) まことに御指摘のとおりでございます。確かにココアは大部分が嗜好食品でございますけれども、現在需要が下がつておりますのは、ココアが体によくはないということではございませんで、むしろその糖分の問題でございます。ですから、何と申しますか、甘味離れと申しますのは別にチョコレートに限らない、一般に起こつておられる現象だというのが一つございまして。それから二番目に、そんなに主な用途ではございませんが、ココアバター、ココア油というものも、先生御案内のように薬品用にも非常に重要な原材料でございます。そういうことで先進国側としても利害がある。それから、先ほどの繰り返しになりますが、カカオ豆の輸出依存度を見ますと、例えばガーナは

その手だてとしては、やはり国内的に言えば税制の問題というのが非常に重要になってくるんじゃないか。内需拡大の努力、これも必要かもしれないが、それと同時に、恐らくこのコミュニケの中には財政措置をとるといふようなことも含まれていると思うんで、そういうふうな税制問題も今後恐らく検討されていくと思いますが、重要な国内問題だけではなくて、国際的にも関連のある問題になってきたというふうに解釈するべきだと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(倉成正君) まさに先生のおっしゃる通りでございます。これはISバランス、いわゆる貯蓄に対して投資が非常に少ない、したがって余剰部分が経常収支の黒字となつてあらわれてきておるわけでございますから、したがってこの点を改正していかなきやいけないという意味で内需の拡大ということが言われているわけでございます。その一環として財政措置ということでございます。その一環として、御案内のとおり、税制というものはやはり内需の拡大の一翼を担うと思うわけでございます。

ただ、ここで非常に難しい問題は、税制改正というのが一年限りのものであるならば、これはいろいろの手だてができるかもしれないけれども、やはりこれを恒久的なものにしていくということになれば、所得税の減税にいたしましたも、あるいは法人税の減税にいたしましたも、このことになりまして、やはりそれに将来の展望を持たななきやいけないというところが今財政当局がいろいろ苦心しておるところではないかと思つております。この点につきましては、御案内のとおり、衆議院議長預かりで税制をどうこれから取り計らうかという問題との絡みもあるうかと思つております。しかし、御案内のとおり、緊急にやはり何らかの対策をしていかなきやならないということでございますから、これからそれらの問題をひとつしっかりと詰めていくということにならうかと思つております。

○松前達郎君 その辺いろいろ基本的な考え方も

ありますから、いろいろの議論が行われると思うんですが、立場によつてはいろいろと税制についても考え方が違つてくる場合もある。今の貿易による黒字の利益というものは一体どこに蓄積されてしまつていくのかという問題、それをある程度吐き出させないといけない、外国にまた戻していかない、あるいは他の施策に使えないという問題がありますから、売上税なんというものは、みみっちいというか、大型なんです。そういうことじゃなしに、もうちょっと抜本的な税制を考へていく必要があるんじゃないかと私は思つておるわけなんです。

さつきよつとおつしやいましたけれども、貯蓄が日本多いわけですね。貯蓄が多いというのを、それが投資に回らないといつても、国民が貯蓄をなせざるのからという基本的な問題があつて、例えば福祉政策が十分行き届いた国であれば貯蓄する必要ありませんから、それをレジャーに使うとかいうことで内需拡大に通じていくんでしようけれども、どうも日本の場合は自分を自分で守らななきやいけないというシステムにまだまだなつておるようなんです。例えばこれから高齢化社会その他が出てくるわけですね。そういうときの老後の問題を考へるとやはりためておかななきやいかぬと、こういうことになつてくるんで、その辺もまた関連してくる。非常に大きな輪の中で考へていかなないとならぬんじゃないか、こういうふうな気もするんです。ちよつと議論が横にそれてきましたけれども。

そこで、もう一つの問題として市場開放の問題がたしかあつたと思つてますが、これについて一層努力をすると、そういうふうな問題、それからあと財政措置の分野で言いますと、五兆円規模の緊急経済対策をやるうというふうに政府はお考へておられる。これも恐らく基本的解決策にはならぬといつても一つの方法かもしれないが、そういうふうな問題が今出ているわけですね。ところが、五兆円規模の緊急経済政策の内容に関して、最近アメリカのペーカ財務長官がまた

茶々を入れてきておる。例えば税制改革の減税分の追加をしてほしいんだ、減税分を含まないで五兆円だとか、いろいろなことを言つておるようであります。しかし、緊急にやらなきやならないことは、まあこれ急いでやらなくともいいましたけれども、確かに必要でしょう。それと同時に、基本的な問題として、今後の将来展望の中でひとつこういふものを解決できるような方策を立てていただきたい、かようにも思つておるわけでありまして、マーケットを開いていくというのは、これは後でまたちよつと私の意見も含めて申し上げたいんですが、輸入をふやすということを盛んに特にアメリカあたりが言つてまいりました、イギリスはどうか、こういうわけがウイスキーばかり言つていますね、こういうふうな、輸入をふやせ、そのためにはマーケットをあけると。あけるといふのは、いろんな障壁があるからという意味も含めてですね。そんなようなことを盛んに要求してくる。しかし、どうも考へてみますと買つものないんですね。アメリカがいろいろものを売ろうとしてもなかなか買つものがない。買つものがないといふのはアメリカの品質が悪いからなんです。

そういうふうな面から考へると、どうも輸入増といふのはその期待できないんじゃないか。それから内需拡大、こういうことになつてくるんですが、これにしてもなかなかそう簡単にはいかなう。これらの点ですべて解決しようとする、そういうことであるとすればどうも八方ふさがりのような感じがするんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○國務大臣(倉成正君) この点は、松前先生御承知のとおり、今世界経済全体が大きな構造変化の過程にあると思つておるわけですね。日本が基礎研究の部分には必ずしも進んでおるとは思いません。しかし、応用の面、エレクトロニクスその他の部分でかなり適応力があつて競争力が非常に上がつてきている。具体的に申しますと、電気製品あるいは自動車というような部分でかなりの競争力を世界的に持つてきておる。こ

れに比しましてアメリカは非常に膨大な資源と基礎的な研究、潜在的な可能性はあるけれども、少なくとも現在のところそういう意味での競争力が今衰えてきているという点があるうかと思つておるわけでございます。

したがつて、そういう意味で、日本は今先生おつしやるように買つものないんじゃないかと言われると、日本は何でも自分でつくり出すとすればできるような状況になつておるわけですから、しかし一方、日本が割割国としてこれだけ成長してきたのは、やはり自由貿易体制という、資源がない、これだけ資源がないけれども、自由貿易から資源を入れて、そして安い資源を我々が手に入れて、しかも自由に外国に輸出をすることができるといふ、まあいわばガットの体制の中で最大の恩恵を受けてきたのが日本である。しかも大幅の貿易黒字、もう八百六十億ドルから一千億ドルに及ぶという貿易黒字があるということになると、やはりこれは国際社会の一員としてある程度考へなければいけないんじゃないか。いいものを安く売るのは何で悪いかという理論ではなかなか通らない。

したがつて、ある程度のものはやはり水平分業という形で、何というか、外国のものもひとつ同じ程度のものであればチャンスをややんと与えて入れてやるということが大事じゃないかと思つておるわけでございます。しかし、悪いもの高いものを入れるというわけにいかないけれども、日本の関税その他はそれほどのものではございませんが、かなり低い水準まで工業製品は行つておりますけれども、やはり言葉の問題であるとか商慣習の問題であるとか流通組織であるとか、そういう意味でなかなか日本の市場には参入しにくいという問題があるかと思つておる。いろいろなことでも文句を言いたいけれども、文句を言うこともまた仕返しを受けるというふうな、そういうものも率直に向かうから、そういう面は我々はもう少し国際社会の一員として大人のマナーを学ばなければいけないと私

は思っております。

それから、やはりアメリカその他の国から農産物について特に言ってくるわけですね。この点については、御案内のとおり、日本の食料品は外国に比べて随分高いんじゃないかということ、こんな高い農産物を食べてどうして日本人は生活しているのかというようなことを言うわけですね。これはある面では私は当たっている点もあると思はすね。フレッシュオレングジュースあるいはビフテキ等、一流のレ스토랑で食べますと目の玉が飛び出るように高いわけですから、こういう点は私にはやっぱり当たっていると思うわけでありませう。

しかし、さればと云って、日本の農業を本当に裸にしてしまつたらこの日本の農業というのは壊滅してしまつてしまいますから、この点については、一緒に参りました加藤農水大臣も随分頑張りまして、パラグラフ二十一項目のところに、「農業改革の長期的目標を追求するにあたり、食糧の安定供給の確保、環境保全あるいは雇用全般等の純経済的でない、社会的及びその他の要請に配慮することができ。」という一項目を入れたわけでございます。この点は、農業は単に効率性だけで追求すべきではないという点はこのコミュニケの中に入っているわけでございますけれども、しかし同時に、やはり日本の農業も思い切った改革をやつて、そして生産性を上げていくという努力を一面にしていかなければならぬのじやなからうかと思つておられます。

○松前達郎君 農業のお話が出ましたので、農業についてお尋ねをしたいんですが、このコミュニケの中には、「助成の漸進的」助成というのは政府からの助成ですね、これの漸進的削減を通じて、市場原則が生産の方向づけに影響を与えるようにするというようなことがたしかあるんじゃないかと思つておられます。

これは我が国の農業政策と非常に関連が今度深くなつてくる問題なのでお尋ねするんですが、これは本当は外務大臣の所管ではないかもしれませんが、例えば食糧制度の見直しなんというのが今

言われておりますね、こういったような問題。それから食糧輸入の問題ですね。とりわけ食糧輸入でも、最近はどうも恐らく米の問題が出てくるんじゃないかと思つたら、案の定米の問題まで出てくる。

外国に行きますと、実は米を外国で購入して食べますと、これはカリフォルニア米だと思つてすけれど、おもしろいんですね。すしも握れますし、昔言われたような品質とは違つ比較的レベルの高い米がもう販売をされている。しかも売っている金額が非常に安い。そういうことだけ見ますと、確かに日本の米が高過ぎて、何でわざわざこんな高いものを国民は食べているのかというふうな疑問を外国の人は持つのは当然なんです。ですから、そういった面の調整といひますか、そういった面での考え方が外国にあるし、日本は日本としての立場の問題がある。その辺の調整というのは非常に難しくなつてくるような気もしてならないわけですね。

それから今最後におつしやいました食糧の安定確保。食糧というのは基本的な、国にとつて一番重要な課題であります。食糧生産は、自給問題も含めてですね。これは当然な話でありまして、経済的な、経済的ではない面での側面を持つていて。だからこれは当然配慮しなきゃいけない。これを最後に加えられたとおつしやつたですね。これは非常によかつたと思つておられます。しかしいづれにしても、こういった一言で言えば圧力というのは恐らく今後もさらに強くなつてくるだろうと思つておられます。あるいはサミットの場でもこういったような問題が出てくるだろうと思つておられます。この辺の対応の仕方というものは十分準備をしておかないとややこしいことになつていくんじゃないかと思つておられます。この辺はひとつ十分検討していただきたいと、こういうふうにおつしやつておられます。

それから税制改革、さつき出たわけですが、これに対してはOECDのメンバーがどう考えてい

るか。これは推察でありますけれども、税制というのとは大体簡素で公平で勤労、貯蓄、投資意欲を損なわないような内容にすべきである、これも恐らくコミュニケの中に入つていたんじゃないかと思つておられます。こういった趣旨のことですね。日本の場合それがどうも行われていない面もあるんじゃないかと思つておられます。これらについても今後の課題としてやはり政策の中で推進をしなければならぬ分野だ、こういうふうにも思つておられます。この農業、税制について、食糧制度、これは非常に重要な問題なんで、大臣のお考えをもしごさいましたらひとつお聞かせいただきたいと思つておられます。

○国務大臣(倉成正君) 農水大臣がおられますので、私、政府の統一見解として申し上げるにはちよつとお許しをいただきたいと思つておられますが、多少私の所見を申し上げたいと思つておられます。

ウルグアイ・ラウンドでまず農業補助金の問題が大きな問題になつたわけでございます。そのときの農業の補助金の問題は輸出補助金の問題が中心でございました。御案内のとおり、アメリカにいたしましてもECにいたしましても大変な輸出補助金を出しておられるわけでございます。そうすると、やはり農業国、豪州あるいはその他の国、またカナダ、いろいろそういう国々にとつてみると、輸出補助金によって自分たちの農業が脅かされる。アメリカは御案内のとおり補助金のついた小麦をかなりソビエトにも売つておられます。そういう若干矛盾した面もあるわけでございます。そういういろいろな問題があるので、輸出補助金というのには実は焦点が当てられたわけでございます。

しかし、輸出補助金が今議論になつておられるけれども、裏を返すと、農業の国内補助金というの逆の貿易障害という意味で、輸出補助金が議論になるんなら国内の補助金についても当然議論になる可能性があるということをおつしやつたわけでございます。ウルグアイ・ラウンドでは、輸出補助金の問題の争いが激しいものですから、もう国内補助金の問題についてはちよつと陰に隠れてしまつたわけでございますけれども、やはりOE

CDの場ということになりますと、まさに市場開放という点から考えてまいりまして、日本の国内の補助金等についても議題になつてくるということになつておられるわけでございます。

したがつて、この点については私は、ウルグアイ・ラウンドの際には、米について議論が、三〇一条でアメリカの精米業者が動きましてUSSTRに提訴するというようなことがございまして、そこでこの点については私は、農水省の眞木経済局長を帯同しましてリン農務長官に日本の農業のお話をしまして、米については、これは非常に日本の基幹作物であるので、三〇一条で取り上げるといふのは適当でないと申したと同時に、ヤイター通商代表が権限を持つておりますから、ヤイターさんに会いまして、これはもうポリテイカルにノーと、難しいという話をしましたら、ヤイターさんは自分でこれを決めますという話でした。なお、念のためと云うので、ニューヨークでシュルツ国務長官に会つたときに、この点はヤイターさんの所管であるけれども、私はこれは政治的に非常に難しい問題であると言つたら、シュルツ長官は、センシティブな問題ということでは自分には理解しているということでございます。

結局、私が言つたからというわけじゃないですが、三〇一条の問題はこれで却下された次第でございます。そのときは私もヤイターさんやシュルツさんには言わなかつたんですけれども、リンさんに会つたときには大豆のエンバギーの問題を持ち出しました。

したがつて、そういう経過があるわけでございますけれども、いづれにしても、ウルグアイ・ラウンドで全体としていろいろ問題をとり上げる際にはやはり米の問題もその中に入れて議論するということになるかと思つておられます。この機会に、これは農林水産大臣とも十分御提携して、やはり今の日本の国民の農民が不安を持たないように持つていかなきゃいけない、しかし同時に改革もしなきゃならないという両面をあわせて持つていかなきゃならないと思つておられる

けでございます。

それからもう一つ、時間をとって恐縮でございますが、やはり私は農業については一つの哲学、フィロソフィーが要すると思っております。具体的に申しますと、小さな島であるとかアフリカの一部であるとか、そういうところにおいてはできれば自給すべきではないかと私自身は思っております。

具体的に申しますと、フィジーに参りましたときに、フィジーでは米をつくっておりまして、半分しかできない。私は実は県の農林部長の経験というのを若いときに、二十代にいたしたことがあるものですから、いや、やればここではできますよと私は思いますということで、農水省にお願いして、土壌の専門家が行っておりましたけれども、全体としてわかる人がいないということで、チームをつくって、農水省から選んでいただいで四名のチームをフィジーに派遣をいたしてその問題を今検討させていただいております。

したがって、やはりその地域地域において具体的に議論していくべきではないかというのが私の考え方で、必ずしもこれが政府の統一見解ではないかもしれませんが、そういうことをもつと具体的なきめ細かく農業政策というのはいくべきではないかというふうな思っております。

○松前達郎君 今いろいろとお話を伺ったんですが、ちょっとフィジーの話が出ましたですね。農業に対する問題、これは確かに人間が生産するための基本的な問題ですから、それぞれの国の中でできるだけメーンの生産物については自給するのが望ましい、これはもう当然な話だと思うんです。そのためにはやはり、今おっしゃったような農業生産に関する技術指導といいますが、そういうものを含めた指導体制というものがあつて、それがその国の援助をしていくということ、これも重要な問題だ、農業の生産性向上という問題を含めてですね。日本の場合こういって問題については割と経験があるんじゃないかと私は思っております。特に米などはそのうちに入らなと思うんで

す。そうしますと、やはりこういった技術的な面も含めた援助、ノウハウの提供も含め、そういったような援助というものが恐らく今後日本のやるべき仕事としては重要な分野に入ってくるんだらう。これはODAと直接関係あるかどうか知りませんが、こういった面の指導、これもやはり外務省の方も少し考えておいていただいた方がいいんじゃないか。

例えば、私自身もアジア農業シンポジウムというのをやっておりますけれども、これは農業計画と農業の生産性向上の問題、土地が全然ないというなら話は別ですけども、土地があつて昔なりのやり方ですつとやつてきて、収量が少ないとかいろいろな問題があるんですね。そういった問題をどうやって改善していくかという技術的な問題も含めた討議をしているわけなんです。こういった面も今後援助していく、あらゆる面で、そういった面でも御努力いただければ非常にありがたいんじゃないか、こういうふうな思っております。

日本の場合、国土が狭いとよく言われます。農業用地というのはもう一六割を割っているんじゃないかと思うんですが、しかし、それなりにやはり国の気候条件その他考えていきますとそんなに不適当な土地ではないんですね。非常に農業生産に向いたすくられた土地というのがあるわけなんです。これらについても、日本の国内ももちろんそうなんです。しかし、我々祖先からみんな努力して農業生産を一生懸命やってきているわけなんです。そういった技術をひとつ提供しながら、それぞれの国が農業生産を上げられるような指導というのをひとつお願いできればと。前に委員会、海外に対する援助というお金だけ上げてそれで終わらなだというふうな解釈じゃだめだということも申し上げたことあるんですけども、今後はそういった問題も含めておやりになった方がいいんじゃないか、こういうふうな思っております。それからコミュニケーションの中に、これは私の方の資料が不十分なものですからちょっとわからない面

があるので教えていただきたいんですが、技術変化に関する問題、これもコミュニケーションの上で起きていると思うんですが、これは内容的にはどういことが議論され、コミュニケーションに上げられたのか。その辺ひとつ教えていただければ幸いです。

○国務大臣(倉成正君) これは、技術の変化というものが社会、雇用、生活、そういうものによって影響していくかという非常に基本的な問題を含んでいると思うのでございます。

これは御案内のとおり、技術は確かにいろいろな意味において必要であり、また人類を貧困から救う大きな要素であるわけでございますけれども、しかし同時に、この技術の開発と普及ということになると、これは経済の発展の段階に依りてまた社会との関係をどう扱っていくかという問題、非常に基本的な問題を含んでいると思うわけでございます。しかし、これはコミュニケーションの二十八のプログラムに書いてございますけれども、そう深い討論をここではいたさなかつたわけでございませぬ。しかし、OECDでは御承知のとおりこれらの問題についてはかなり、情報社会との、あるいは技術変化の問題についてはかなり深い研究がされておるわけでございませぬ、私もその技術変化の問題についての話をスピーチの中で一部分触れたというような次第でございます。

○松前達郎君 まあ技術変化というふうなことに私の資料には書いてあつたものですが、お伺いしたんですが、技術というものが特に資源のない国にとつては非常に重要な経済を支える役割をしているというの、これはもう御承知のとおりなんでしょう。特に工業に関して技術がその基本になつておるということから考えますと、先進国をずつと見渡すとほとんどが工業が中心になつておるんですね。ですから、やはりそういった面も案外重要なことじゃないかと思つておるんです。そういうことを考えておりますのでお伺いをいたしましたわけなんです。

それともう一つは、環境の問題それからエネルギーの問題、こういったものもコミュニケーションに入っているんじゃないかと思うんですが、私の資料の中にはその内容がなかつたものですか、もしございしたら教えていただきたいと思つてます。

○国務大臣(倉成正君) 技術についてちょっと申し上げましたけれども、OECDの「技術の開発と普及は、生産力、雇用、及び生活水準向上の鍵である。」といふ技術を移転してそういういろいろな利用すべき種々の機会を提供する、こういうトーンが一応載せられておるわけでございませぬ。同時に、この背景には、やはり技術の問題についてもつと掘り下げなきやならない問題があるというの、私もいろいろ出てきている問題なものですから、私はその方を少し強調し過ぎた向きでございます。今申し上げました点がポイントのようでございます。

それから環境問題については、これも実はIEAの方で、チエルノブイリの事故以来非常に各国それぞれの立場でいろいろ議論がされたわけでございませぬ、OECDでもかなり事務方で、分科会で分かれて、環境問題もかなり掘り下げて準備会をしたり分科会をしたりいたしておりますけれども、閣僚理事会の中では、三ツパラグラフ、三十項のところ、「持続的な経済発展のために必要な資源基盤を維持するだけでなく、生活の質を守り改善するために、環境問題は政府の政策の中で高い優先順位を与えられなければならない」との一般的合意がある。OECD加盟国は、環境的配慮を政策決定過程のなかにより体系的かつ効果的に組み入れるためのアプローチと方法をOECD内で発展させよう。大事故に起因するものも含め、環境に有害な物質の放出をより効果的に防止するために必要とされる政策について作業が強化されることとなろう。」と。

これは、いわば例の原子力の通報とかあるいは

相互援助のことが一つの背景にチェルノブイリの事故が一つの背景にあるんじゃないかと思うわけだ。このための国際協力が必要であるというところでございまして、「最近提出された国連・環境開発世界委員会の「我々が共有する将来」と題するレポートが加盟国政府とOECDにおいて詳細に検討されるであろう。」ということ、ノルウェーの首相が先般参りまして東京宣言等の問題について議論されたことがやはりこの背景にあるわけだ。

○松前達郎君 エネルギーはそうしますと今のと関連しますか。環境問題、例えばチェルノブイリの問題等に関連して考えますと、これは原子力事故の早期通報条約というのがいずれたこの委員会に入ってくると思うんですね、これとの関連もあると思います。エネルギーについては、IEAの閣僚理事会の合意に留意するという、そういうことだったと思うんですが、その内容は今おっしゃった内容でしょうか。

○国務大臣(倉成正君) エネルギーについては、「昨年は、石油、ガス、及び石炭の価格が大幅に下落した。低エネルギー価格は幅広い経済的利益をもたらす一方、エネルギー消費を増加させ、これは率直に申しますとアメリカのことを指すと思えます。アメリカだけではございませぬけれども、価格低下のためにエネルギーの消費が増加する。「エネルギーの域内生産を減少させる傾向がある。」いわばエネルギー価格が余り下がりますとやはりコストに合わないのはほとんどつぶれていくわけだ。

そういうことで、そういう基本的な傾向について一つの客観的な事実を述べて、「チェルノブイリの原子力事故は、原子力の安全性の側面を強調した。これらの出来事は、一九九〇年代に予想されるエネルギー市場の逼迫の度を強める可能性がある。」結局、現在は緩んでいるけれども、これは一九九〇年代には恐らくエネルギー市場はもつと逼迫するであろう。「国際エネルギー機関理事事は、一九八七年五月十一日閣僚レベル合会を開

催し、エネルギー及び石油の低価格によりもたらされる全般的な利益を引き続き確保しつつエネルギー政策の目標を推進するために、多くの分野における現在の諸政策を強化することを合意した。」ということ、いわば減退のトーンを述べながら、エネルギーの供給の多角化というような問題についても若干触れておられるわけだ。

○松前達郎君 O E C Dの閣僚理事会についての質問はそのぐらいにしまして、次はコム違反の問題なんです、きょうは通産省からもお見えになっておられますので、コム違反についてお伺いをいたしたいと思うんです。

最近の報道で、東芝機械がノルウェー国営企業のコングスベルグ社と組みまして、コム規制対象となつていてNC加工機、これを四台ソ連に輸出したということが問題となつていて、コムの問題については前にも委員会では申し上げたこともあると思うんですが、内容等について見ますと、相当レベルの高い機械をソ連に輸出した。しかもその加工機というのが、船舶推進用のプロペラ、これの表面加工用であるから、これによつて精密加工ができるようになって、例えばソ連の潜水艦の雑音が減つたとかそういうような問題が盛んに言われているわけなんです、この機械を輸出した時期というのはいつごろなんですか、東芝機械が輸出したのは。

○説明員(村田成二君) 契約自体は五十六年の四月に締結されておりまして、機械本体、これは四台御指摘のようにございまして、輸出時期は五十七年の十二月から五十八年の六月にかけてでございまして。

○松前達郎君 それで、さつきちょっと申し上げたように、ソ連原産のスクリーナー音が二分の一に減少した。これは具体的に私自身確認したわけじゃないからわかりませんが、一九八七年版のアメリカの「ソ連の軍事力」というパンフレットがあるんですが、それに記載されている、こう思うんです。ということは、五十六年四月に契約が実際に動き出したのがいつかわかりませんが、これも、これと「ソ連の軍事力」に記載されている、スクリーナー音が二分の一に減少するというような問題ですね、これとのリンクというのは確実にあるわけですね。

○説明員(村田成二君) 少なくとも私どもが国内的に把握できる事実、あるいは私も行いました調査からは、その因果関係については明確な確証は私ども抱いておりません。

○松前達郎君 このNC加工機というのは、本来の上のものにつきましては、コムでの合意を踏まえて、私どもの輸出貿易管理令別表という項目に個々の物資が具体的に規定されておりまして、その中に含まれております。

○松前達郎君 コムに抵触させたのがどうのという問題を言っているんじゃないかと、貿易そのもの、日本は貿易で生きている国だということでありまして、当然国外に日本の製品を出していき、これはもう当然なことなんです。ただし、その出す相手が対共産圏貿易になるとこのコムというものがそこに存在して、ある一定以上の技術レベルを持ったものは輸出できない、これはやむを得ないと思うんです。

そういうふうなことで、例えばコンピューターの場合ですね。一般的なパーソナルコンピューターなどは、これは実は前に通産省に問い合わせたところが、一般的なコンピューター、いわゆるパーソナルコンピューターの大いでもビット数からいって、例えば十六ビットのものだとコムに抵触するんだとか、八ビットのものだったから抵触しないんだとか、そういうふうなことを伺ったことがあると思うんですが、事実はそのようなことで規制をされているんでしょうか。

○説明員(村田成二君) 技術的な項目については私それほど詳しいわけはございませぬが、ただ、一定の性能以上のものにつきましてやはり輸出承認の対象になっておりまして、その中でも、承認を容易におろせるものと、あるいは非常に高度な技術である、あるいはその技術を附帯した物資であるということで輸出がなかなか共産圏向けには難しいものと、幾つか運用上区分けしております。

○松前達郎君 どうしてこういうことを申し上げるかといいますと、例えば中国に我が家庭で使っているようなパーソナルコンピューターを寄贈しようと考えたことがあるんです。そうしたら、ある会社の製品なんです、十六ビットなんです。大きさは大して大きなものじゃないです、子供でも使っているやつですから。これはコムに抵触するんだということをおっしゃったわけなんです。輸出をしようとしたら、一台寄贈するということだけの問題なんですけれども、ところが、今度中国へ行つてみまして研究室とかいろいろなところを見ますと、何と大型のIBMのコンピューターがずらりと並んでいるんですね。IBMのコンピューターが八ビットということじゃないと私は思うんですが、相当高度の計算ができるコンピューターが並んでいる。よくよく聞いてみると、IBMは向こうにプランチまで持つて盛んに輸出攻勢をやっているということなんです。これはIBMだからコムに触れないということはないんだと思うんです。これはアメリカの方で判断することだと思つて、コムと

いう問題は、高度なものはこれは確かに共産圏貿易としては抵触するわけなんですけれども、ある一定のレベル以上とおっしゃるんですが、その辺のレベルというのについて、相当汎用化したものについてはこれは外していかないとまずいんじゃないか。恐らくまた頭越しにアメリカの方がどどん出しちゃって、気がついてみたら日本だけが出せなくなつたなんということになるんじゃないか。これは往々にしてあることなんで、その辺ひとつ注意深く観察をしておいていただきたい、こういうふうなふうに思っています。

大阪の東明商事という商社が北朝鮮にコム規制品を輸出した件、これは内容的に言えばICとか、あるいはオシロスコープ、計測器ですね。こういうものを輸出した。これが不正輸出であるというふうなことが報道されていたんですけれども、こういう事実でございますか。

○説明員(村田成三君) 本件につきましては一部新聞等に報道されておるのは事実でございますが、目下警察当局におきまして捜査中と承っておりますので、私の方から詳細をお話し申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○松前達郎君 ICは触れるんでしょか。それは御存じないですか。

○説明員(村田成三君) 一定のものは輸出貿易管理令の対象になります。

○松前達郎君 一定のものというのはどういうものですか。

○説明員(村田成三君) 非常に技術的に難しゅうございますものから……。

○松前達郎君 電子機器課長さんだったら専門だからおわかりになるんじゃないですか、その程度のことなら。もしかわからなきや私から教えてあげてもいいんですか。

○説明員(本田幸雄君) 技術的なその境目といえますのは公表していませんので、この場でお答えできないわけでございますが。

○松前達郎君 ICの中でもメモリーの部分、これが例えばビット数で一メガとか二五六とかいろいろ

いろいろありますね。例えば一メガというのはできたばかりですからまだ新しいものですが、そういつたようなメガビットでもって数字的に制限しちゃうのか、あるいは機械全体として組み合わせたものとして規制対象を判断されるのか、その辺の問題はどうなんでしょうか。

○説明員(本田幸雄君) それは両方ございまして、具体的にはちよつとそこでは差し控えさせていただきますか。

○松前達郎君 そうすると、例えば私がどっかへ行つたときお土産に持つていくコンピュータ、これも触れるとか触れないとかわからぬわけですか。

○説明員(本田幸雄君) 一定のレベル以下のものであればよろしいわけなんですけれども。

○松前達郎君 その一定レベルというのがわからないうんです、私は。一定レベルというのは、いざまた詳しく伺いと思うんですが、その辺なんです、問題は。

要するにコム規制というのは、日本として、例えばアメリカに出すときにはコム関係ないですからね、何でも出せる。共産圏貿易に対しては確かにそれは規制がある、これはやむを得ない。ところがその内容がわからない。そしてしかも、技術立国をしながら貿易で生きていこうという国がそのぐらいいいことをちゃんとやっておかないと困るんじゃないかと私思つたものですからちよつとお伺いしたわけなんです、最近はその傾向が今度コム規制に関する対象品目をふやそうじやないかというふうな動きがあるというふうな聞いています。これについては恐らくヨーロッパ、EC諸国を含めた国々は余り賛成してないんじゃないかと思うんですが、その辺の動きはいかがでしょうか。

○説明員(村田成三君) まず、ちよつと先ほど先生から御指摘いただきました点を合めてお答えさせていただきますたいんですが、まず、コム加盟国参加国の間では一応統一的な基準を持ちまして、どういう品目を承認対象にするか許可対象にする

かという一定の基準のもとに実際の各国の管理を行つていくわけでございます。したがって、例えばアメリカが緩くあるいは日本はきつ、日本が出せないものはアメリカが輸出するという事態は原則的に生じていないと考えております。

それから全体的なコム規制の方向でございませうけれども、やはり技術進歩あるいはいろいろな産業の発展というものに即応しまして当然のことながらコムの内容というのは随時見直しが行われているわけでございます。もちろん我が国としましては、先生おっしゃいますように貿易で食べき以上には規制が強まったりあるいは不必要な規制が行われたりということはないと判断しております。

○松前達郎君 要望なんです、そういうこととを頭に置いていただくと、範囲を拡大するとかいろいろな意見が出てくると思うんです、各国、特にアメリカからではないかと思うんです。そういうものについてはほかの国々とひとつ打ち合わせをしながらこの辺は大いに抵抗をしておいた方がいい、こう思うんですけれども、これは要望です。それからお答えを求めたいと思つて、どうも御苦労さまでした。ありがとうございます。

そこで、もうちよつと時間がございしますが、半導体摩擦ですね、これも通産と関係があるかもしれない、半導体摩擦、貿易摩擦、これは日米間の問題としては非常に大きな問題になつてきつとあるんです。政府の立場としてどうかもうちよつと自信を持つて、きのうの青島発言じゃありませんけれども、余りもみ手して頭下げていく必要はないと思うんです。やはり言うべきことは堂々とおっしゃつて、これは抵抗するということ意味じゃなくて、向こうに理解を求め、アメリカ側に理

解を求められた方がいいんじゃないか、こういうふうな思つておられますが、もう十分それはやっておられると思つて、先ほどOECDの中での話も伺いましたし、いろいろ伺つてきたわけですが。

さつき出ましたアメリカのUSTRのヤイターというリブリゼンターがおられますが、これがNHKに出まして、テレビだと思つて、半導体問題に触れたことがあるんですね。キャスターがいろいろ質問をして、そのときにヤイターさんどういふふうな答えたかという、半導体に関する関税、これは一〇〇%かけようということなんですか、とところがなぜ半導体にかけないで電動工具なんかにかけるんだという質問があつたんです。そのときの答えが、半導体というのはアメリカの産業に余りにも深く組み込まれてしまつているし、日本の半導体そのものの品質がいいというところは決して言わなかつたんですけれども、組み込まれているということをおっしゃつておられるんですね。それに税金をかけたあとアメリカの産業が困つちゃうんだと、だからほかのもので行つんだというのでやり玉に上つたのが電動工具であると、こういうことになるわけですね。

こういうことをおっしゃつておられるんですが、これはどういふふうな考えますか。これは感想で結構ですけれども。

○国務大臣(倉成正義) 今のお話は、まさに江戸のかたきを長崎で討つという、私の郷里が長崎だから申すんじやございせんが、そういう感じでございます。

今問題になつておられるのは二五六ダイナミックRAMでございまして、今先生お話しのように、一メガのやつが出てくる、あるいは六十四メガというふうな問題もいろいろ今検討されつとあるような状況です。これは私も、総理が来られる前にシエルト長官と会ひまして、ぜひ半導体の問題は早く解決をしてほしいと、日本の市場における問題もさることながら、第三国市場における価格の問題というのいろいろ出ておられるわけですね。

今問題になつておられるのは二五六ダイナミックRAMでございまして、今先生お話しのように、一メガのやつが出てくる、あるいは六十四メガというふうな問題もいろいろ今検討されつとあるような状況です。これは私も、総理が来られる前にシエルト長官と会ひまして、ぜひ半導体の問題は早く解決をしてほしいと、日本の市場における問題もさることながら、第三国市場における価格の問題というのいろいろ出ておられるわけですね。

ども、御案内のとおり、二五六ダイナミックRAMにしましても一メガでもほとんど変わりません。大きさはですから、ポストンバッグに入れて持っていて売ればそれはもうどうしようもないわけです。そういうことを考えますと、私は、何というか、早くこれは解決してほし。総理もかなりきつく、これはレーガン大統領初め各閣僚の皆さんの席で、これをひとつ解除の時期を明示してほしいというところまで強く申しました。私ももちろんこういうことをいたしました。

ただ、御案内のとおり、一応適産省との間でいろいろなデータをそろえるということでのこの問題は措置がされているわけですから、やはりそれなりのデータというものを改善、あるいはデータの整理というのが、どういう中身のものか私も詳細は承知しませんが、必要じゃないかと思えますので、そういうものが整えば私は早期に解除されるものと思っております。ただ、それがいつであるかということは、これは私どものデータと、それを判断する方々のお立場があるかと思えますので、ここで申し上げるのは差し控えてさせていただきますかと思えますが、早期に解決されるものと確信いたします。

○松前達郎君 今の江戸のかたきを長崎で討つとおっしゃったけれども、まさにそのとおりなんです、これは平和の論理じゃないんです。戦争の論理だし、悪い言葉を使えばよくさの論理です。アメリカの方もそういうことで日本いびりというか、そういうものがどうも裏にあるような気がしてならないんですから、こういうところはひとつしっかりと反論しておかさないといけない、こう思うんです。

とりわけ半導体はアメリカの兵器にほとんど使われています。特にセンサーなんか非常に多いんですが、これは日本製でなきゃだめなんです。アメリカの製品は信頼度がなくて使えない。これは安いからじゃないんです、性能がいいから買ってます。だから貿易摩擦何だかんだ言っても、半導体そのものが重要だから、これには制裁

をしないというんですから、何だかおかしな論理がまかり通っているような感じがしてしょうがないんです。ヤイターさんはそういうことは絶対に言わないでください。

それからさらに、貿易摩擦で、日本からアメリカに対する輸出が多過ぎてアメリカの経済に非常に大きなインパクトを与えているような発言もあるんですけれども、実際にはアメリカのGNPの一・一%なんですね。ですから、例えばアメリカの石油生産というのはGNPの六・四%ぐらいですから、そのアメリカの石油の値段が半分になる方がずつと大きいんであって、日本からの一・一%がどれだけ影響するかといったら、そんなに影響しないんでね。そういうような問題、これも数字で比較してみるとはつきりしてくるんで、その辺も頭に入れておいて対応していかないと、かぬと、こう思うんです。そういうところを考えますと、貿易摩擦というのは実はもう感情論だというふうにとらざるを得ないような感じを私持っております。

しかも、日本のメーカーが今アメリカで製品をつくっています。これができた製品をアメリカが輸出しているわけなんです。この金額というのは一体どのぐらいか調べてみると、これは二百六十億ドルですね。貿易収支が今さっきおっしゃったように一千億ドルという数字も出ています。インバランスの問題。その中の二百六十億ドルと対比してみますと、一体これはどういう意味を持つのか。こういうことをアメリカの人は考えていないんでしょか。その辺が私はどうも合点がいかない面があると思うんです。

例えば農務長官が日本にやってきて、アメリカの牛肉をもっと買えと言ったけれども、これはもうこの前も反論されておったようなんですが、アメリカの牛肉の総輸出量の実際には何%を日本が買っているか、七四%買っているんですね。しかも市場開放しろと言われて開放したとすると、アメリカのテキサスの牛肉と豪州の牛肉と比べるとアメリカの方が一・五倍高いですから、開放す

れば一つも入ってこないのはわかっていっているんです。アメリカも恐らく知っていると。それを知らなげらなぞこういうことを言うのか、ここは非常に大きな問題だと思わなければならない。だとなればそれっきりなんですけれども。

こういったような問題をずつと考えてみますと、問題はアメリカの国内にも多分にあるんだというところで、航空機産業がアメリカは非常にレベルが高い、こういうことを言いますが、これが大体六兆円産業ですね。六兆円産業が一体日本で何に相当するかというと、これはオーディオとビデオ産業を合わせると六兆円ですね。しかもオーディオ、ビデオというのはいわゆる民生品なんです。宇宙開発もアメリカは一生懸命やっています。これもたかだか二兆円産業なんです。こんなようなことをずつと数字で見ると、どうやらアメリカの民生品といえます。そういつた産業の技術、このおくれが、結局日本の方が技術的レベルが高くて、品質がいいものができるものだから、その差がどうも出てきているんだと。

そう考えますと、さらに深く考えていけば、恐らくその結果として出てくるのはアメリカの民生品の技術というのが非常に高くていっていること。特殊な分野は非常に高いけれども、それは非常にマーケットが狭い。日本はそういう面で言うると広いマーケットを牛耳ったことになるんで、これは私は大いに結構なことだと思わす。やはりそれで食っていくのが日本。こういうことをやはり考えて、日本はけしからぬ、けしからぬとよく言われるけれども、日本が何も悪いことをしたんじゃないんで、アメリカの方がサボった。もつと悪い言葉で言うと、アメリカが勝手に沈下したんだから日本も一緒に沈下してくれということですね。そんなようなことにつき合っていられないんです。今、これはアメリカと日本の問題だけじゃないですから、世界の中の日本としての今後の課題でしょうから、そういう面も十分我々踏まえながらやはり今後アメリカとの折衝に対応し

ていくべきだと思わす。例えばGMの会長さんというのは、京都で記者会見をやつて、日本の市場が閉鎖的だなんて言っているんですが、大臣、GMのPRのテレビの広告を見たことありますか。それもしていないで、大体閉鎖的だとは何事だ、全くこれは言いがかりにすぎない。日本に車を売る気ないんです、もともとアメリカは、日本の車が円高で値上げするとアメリカの車も値上げするんです。本当はそのままで売らなきゃいけません、アメリカは。その辺がやはりありますから、裏にそういう問題が、何があるかということ、これはもう十分おわかりになっておられるんですけれども、その辺を我々としては強調していかないといいない。

たくさん例があります。一々ここで時間的にありませんので申し上げませんが、基本的には、よくアメリカでは労働組合がよくないから、要するに従業員の質が悪いから生産性が上がらないんだ、こんなことを言うけれども、例えばアメリカのUAWの労働者、首になつた者を採用して日本の会社でやってみたら、同じ施設で同じ人間を使って同じものをつくって、品質は日本と同じものができた。何が悪いかという経営者が悪いんですね。そういうことは棚に置いておいて、何でも日本日本と。最近ちょっと頭にきているものから申し上げたんです。そろそろ反撃しないか、何をひとつ我々としてそろそろ反撃しないか、こういうふうにも思っています。ですから今幾つかの事例を挙げて申し上げます。

大臣の立場でそういうことをアメリカへ行つておっしゃるわけにいかないかもしれませんが、これはもし言うんだら民間の方でじゃんじゃん言わせますので、その点ひとつ、後ろの方で応援しますから、できたら時々強いこともおっしゃっていただきたい、自信を持って。そうしませんが、その時の発言みたいなことが出てきてしまうわけです。相当しっかりとっていただきたいという

ことを最後に要望いたしましたして質問を終わりたいんですが、何かその点御感想がございましたらひとつ。

○国務大臣(倉成正君) 大受御激励いたしてあげたいでございます。

ただ、私は一つだけ、NICSと日本との関係。私も最近韓国へ参りまして、韓国の自動車工場あるいはその他の産業をこく駆け足でございますが見せていただきまして、やはり日本とアメリカとのような関係が将来起こる可能性はあると思えます。そのとき日本の国民がどういう反応をするだろうかというのを考えますと、やはり確かにアメリカの財政赤字、それからアメリカの競争力の低下、これが相当大きなインバランスの理由にはなっておりますけれども、しかし、アメリカの經常収支の大幅な赤字の三分の一と言っていたのが、もうそれよりもはるかに超えるような部分を日本がずつと継続的にやっておるということになると、やはり何か向こうも言いたくなるだろう。

それじゃ農産物を、アメリカのは入らないかも知れないけれども、とにかくフリーにしてくれというふうなことになるわけですから、こちらもそれなりに向こうから言われないだけの体制を考えておく必要があるんじゃないか。金融の問題についても、メルル・リンチが日本の東証の市場に入るためにはかなりの問題がありました。

ですから、いろいろ感情的な面もあると思えますけれども、日本としてもやっぱやるべきことはきちつとやらなきゃいけないというふうな思っております。

○中村哲君 今回ここに出されました法案は、社会党としては特に異論があるわけではなくて、細かな点に対するこちらの所見あるいは議論というものはある程度であります。

それで、私の中で自分も関心がある水鳥の条約のことに絞って申しますが、その前に、倉成外相が出ておられるので、私は予算委員会等には出ませんので一言申したいのは、先ほどの日本の農業のこと、米、それから山林の問題と

いうのは、これは島国の日本にとつては非常にやっぱり大きな問題であり、それからまた歴史的に日本文化という場合にはほとんどこれと結びついている。これは私が言うことをただお聞きになっていただいでいいわけで、質問するほどのことじゃないんですけれども。

けさも、日本文化の研究、かねてから言われていたものが実現するようでありませうけれども、あれを京都につくられませう場合に、京都の雰囲気、学問の雰囲気、文化的な雰囲気の中でつくられていく傾向がある。

ところが、今日、ヨーロッパその他のヤパノロジとかジャパノロジと言っているものは、イギリスなんかの場合は、例えばサセックス大学におられたドーアさんの研究というものは、教育の問題についての著書がありますし、殊に日本の産業の研究なんです。イギリスというのは非常に早くから日本の産業の分析をやった。日本の研究をやっているイギリスの大学といえますと、シェフイルド大学、それからロンドン大学、一種の国立です。それからアメリカのように分散してないで重点的にやっています。それで今日の英国の日本研究というのは、まさに日本との貿易関係、経済関係があるので経済体制の分析をやっております。これが日本学の現状あるいは最先端だと思っております。

私はたまたま昨年、日本の各政党の話をするようになるといって、社会党からエセックス大学で行われた日本政治のシンポジウムに参加して、帰りがけパリに寄つたら、ちょうどヨーロッパの日本学研究会の大会をやっておりました。一々出るわけにいきませんでありますが、それは文学のことから産業のことから政治のことから、あらゆることなんです。何か日本で日本文化という、京都の辺にあるあの雰囲気の中でつくられるようなものを言うけれども、あれだけでは十分じゃないんです。

それで、アメリカの日本研究者とかあるいは日本学を講義しているという人は二世、三世になつてきている。それから朝鮮の人ばかりおる。ところがこういう人は日本の文化、歴史を余り知らないんです。ですから、今日、日本が対外的に日本文化の研究をやるんだという場合には、何かジャナリズムとつながるような日本文化の研究じゃなくて、もつと歴史に貢献するような研究をされたいと思う。

たまたまきつき農村とか農業のことが出ましたけれども、柳田さんの民俗学というものがありません。これはよく普通広い意味ではミンソク学関係と言っているときに、柳田さんのミンソクは風俗の俗で、それからエスノロジの翻訳は、あれは民族という、ネーションとかピーブルのことで、こう言われますけれども、問題は、そうじゃなくて、柳田さんの民俗学というものは日本の研究をされているわけですが、本来は英国のフォークロアの勉強をされて、それから刺激を受けておられる。それからドイツなんかでも、グリムの研究、あれはむしろフォルクスクンデと言っているんです。

そういうものから、つまり普通アメリカが—アメリカとは何も限りませんけれども、エスノロジという場合は、欧米の生活様式じゃない、何か異質のもの、つまりアンデペロツブドビーブルの社会のところを分析するのがエスノロジになる。大体そういう傾向があるんです。殊にウィーンにある民族学研究所のシュミット教授などそういう性質のエスノロジなんです。欧米の生活様式じゃないもの、どちらかといえば後進的というようなところの分析なんです。

それを柳田さんは、そうじゃなくて、自分たちの民族がどうやって生活してきたかという、それが柳田さんの民俗学で、ただ言葉の問題ではないんです。そのことから日本文化の研究所なんかがつくられて、ああいうもので済むわけがないとだけちよつとお聞きになっていただきたい、こう思うだけなんです。

さて、水鳥の条約ですが、これは改正手続が従来十分でなかったから改正手続をつくるんだというところのようですが、そういうふうに理解してよろしいんですか。

○説明員(林貞行君) ただいま先生御指摘のとおりでございます。

○田中哲君 それでこの機会に、本来の原文そのもの、もたになつておる条約、これについて多少お聞きしたいんですが、これは水鳥を保護しようとしたんですか、あるいは水鳥が来るような湿地の環境の保護なんですか。

○説明員(林貞行君) 私の理解しておりますところは、この条約はもともと水鳥の保護ということでございますが、そのためには水鳥が生息する湿地の保護が必要であるということでございます。両者は密接な関係があるものと理解しております。

○中村哲君 ところが日本の場合、お聞きしてみると、東北の伊豆沼ですか、それから釧路のツルのいるところ、ああいうところが指定されていて、どうしてそこを指定したのか。特にそこだけじゃなくて水鳥の来るところというのはあるんです。水鳥を保護するならば、何か水鳥をという、日本の場合にはそういう条約に入るなら一応そういう形をとっておこうというふうな印象しか受けないですけれども、本気になつて水鳥の保護をやっていると思えないんですが、どうですか。

○説明員(佐野弘君) 今御指摘のとおり、我が国では釧路湿原と伊豆沼、内沼をラムサール条約に登録して決めています。登録してございまして、一応条約上どういふ湿地を登録するかという一つの目安みたいなものがございます。余り小規模なものを国際的に登録することにはなっていないんです。例えばガン、カモ類ですと通常一万羽以上その地域に生息するという一つの目安がございます。今御指摘のように、我が国には小さな湿地はたくさんあるわけでございますけれども、国際的に重要だという意味合いで、ある程度上位のものを登録する、そういうシステムになつていくわけでございます。

○中村哲君 この条約はイランのラムサールで合が、こうなっているんですが、どうしてラムサールというところが選ばれたんですか。

○説明員(林眞行君) ラムサール条約と申しては、今先生御指摘のとおり、イランのラムサールでこの条約交渉が行われ、条約が採択されたからでございますが、ラムサール条約というのは通称でございます、正式の名称は、現在お諮りしているように、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約というものでございます。

○中村哲君 それだけでも、ラムサールでやったというのにはやっぱり意味があるんだろうと私は思っています。イランというのは古代ペルシャ帝国のあつたところで、ギリシャとかその他の文明よりも前から古代ペルシャのあつたところですからね。だから、例えばインドの宗教なんかでもペルシャの影響が強いんだと言われているし、いろんな意味でペルシャというのは古代国家の本来の中心で、そのことがイランとイラクが張り合う理由ですけれども、ペルシャというのは、あの辺の中近東の中では高い山があつて、湿地があつてと、そういう地域なんですね。それから、あれはアフガニスタンなんかの横で、ソビエトと地域的なつながりがあるところでしょう。それがやっぱり世界的な規模でこういうところを保護するのが適当だということがあるんじゃないかと思っております。

だからラムサールというのは、地図で見ると地図にはほとんど、まあ英語で言った場合何て書くのかということもあるんでしょうけれども、類似のような地名はあるけれども何だかよくわからない。そんなところへ行ってみてみたというのとに意味があつて、あのイランの湿地帯の保護ということがあつてと私は思っていますけれどもね、水鳥だけじゃなくて。

○説明員(林眞行君) なぜイランでやったかというところにしましては、先生御指摘のような面もあるかと思ひますが、直接的には、イラン政府がこの条約交渉を主催したいということで欧州、中東、それから西アジアの一部の国、二十三日カ国を招請したことに依りイランのラムサールで行われたわけですが、その背景をいたしましては、当時のイランの環境大臣がこの問題に非常に関心が強く、自分がイニシアチブをとったということのようでございます。

○中村哲君 そうでしょうね。何か事務局としてはパリにというのは、パリでユネスコなんかがある、ああいうところに寄託されているんだと思うんですけども、国際条約として、ラムサールでということに私はやっぱり意味があつて、今おっしゃるような、あちらの大臣が非常にこのことに重点を置いたんだと思っております。

湿地帯の保護、これは中近東というのは湿地帯というものを保護しませんが、極端に言うとなつてしまふんです。私の知っている限りでも、アラビアのあの砂漠というのはほとんど森林があつたんですね。それをみんな伐採するんで砂漠化してしまつて、そうして残つたのが、何となくか、シルクロードを通る商人を襲撃して、それで略奪をしたりなんかして砂漠の中で生活する、こういうので、もはやつばり緑の地域だつたんですね。それが今や全体にアフリカ自身も緑の地域はなくなつてしまつて、そのことを非常に痛感しているのがまさにイランだと思っております。ここに意味があると思つて、そういう意味では、水鳥というけれども、湿地の保護で水鳥が生きていけるような、日本だとか英国だつたら湿地が非常にあるわけですから、ちよつとそれと違ふ。世界的に言うと、イランのような砂漠化しがちなあつたところを保護しようという、その要素が水鳥の問題と同時にあるんじゃないかと私は思ふ、私の感じですよ。それお答え願わなくてもいいけれども。

だから、今度は水鳥だけの保護ということになりますと、例えば我々が目に触れるのでも、ツルが北方に帰りますし、ガンもそうだし、カモもそう

うだ。最近是不忍池なんかカモが非常に多くすむようになりましてですね。それから南方には、沖繩を通つてフィリピンなんかに行くサシバというタカの小さいのがいますね。あれがもう土佐なんかに行きますと海を流れるように移動して行くんですね。このことが、日本人が南方に何かもとの国があるんじゃないかと考えるような、ああいう思想とつながつておりました。だから、柳田さんが「海上の道」といって、南方から日本人はこ

う上がつてきた、そういう発想と同時に、日本人のそれは渡り鳥が物づく海を渡りますから、そういうものを本当に保護するというのには日本としてはもつと何かすることがあるようにも思ふ。

例えばサシバなんかについても、サシバのことがテレビなんかに出てくるけれども、あれはフィリピンに途中でおられるんですね。私は沖繩、北方問題の委員に属しているんですが、沖繩に行つてみますと、沖繩では保護するよりも多少そうでないようなことがありがちなんじゃないかと思つて、殊に南方に行きますと、アジアの地域ではあれみんな食料にしちやうなんです、水鳥を。そういう問題がアジアの地域にはあるものだから、イランのような中近東の場合には保護しているけれども、アジアの諸国は余りこれ入っていないんじゃないですか。その問題が私はあると思つて、だから日本がやっぱりもつと大きくこの水鳥の保護について発言した方がいいんじゃないかと思ひますが、これは私の意見ですけれども、何かそんなことについて……

○説明員(林眞行君) 先生御指摘のとおり、ラムサール条約のアジアの加盟国は我が国のほかにインドとパキスタンのみでございます、非常に参加国が少ないというのはそのとおりでございます。それは、もともとラムサール条約と申しますのが、先ほど申し上げましたように、イランの提唱で開かれたものでございますが、もともと欧州

と北アフリカ地域の湿地と水鳥の保護のために作成された経緯がございましてこういうことになつておるわけでございます。

他方、近年、韓国、中国それからASEAN諸国等でも水鳥及びその生息地の保全のための国際条約に参加する機運が高まつておりまして、私もとしてもかかる動きが一層促進されるよう、そうしてこういう国が条約に入つてくるよう期待しておる次第でございます。

○中村哲君 これは恐らく、テレビでアジアの気象全体を映し出すように、水鳥の移動なんかについてもだんだんみんな関心を持つと思ひますけれども、この条約の改正によつて期間を延ばすんですか。改正条項として、改正の規定が本文の中にならぬから改正を附則か何かでつけるとか、そういうことなんですか。

○政府委員(柳井俊二君) お答え申し上げます。この議定書によりまして、もともとの条約には、先ほどちよつとお触れになりましたように、改正手続というものは一切ございませんでしたので、そこで今回その手続を整備する、改正のための会議の招集手続でございますとか、あるいはその会議で提案された改正の採択手続を今度整備するということでございます。

○委員長(宮澤弘君) 中村君、時間が参りましたのでおまとめを願ひます。

○中村哲君 この次に何かカナダでやるということですが。

○政府委員(柳井俊二君) 御指摘のとおりでございます。近々、極めて近くでございます。五月二十八日から承知しておりますが、カナダ中部のレジャイナという場所、この新しい改正手続によりまして改正のための会議を開催するということでございます。

○中村哲君 もう一つだけ。つまりこれが環境の保全なのか、さつきから言つた生物の保護かという、動物なんかの愛護というのは総理府ですか、それで環境庁というのは土地のこと、何かそこいらのところをうまく総合的に、これはこうな

ると倉成外相がまとめるのかわからないけれども、そこらはどうか。何か分かれていて、環境のためにやっているのか動物愛護的にやっているのか、省も担当が違うように聞いているんですが。○国務大臣(倉成正君) これはちよつと外務省が全部というわけにはまいらないで、内閣全体の問題だと思ひますが、連絡を密にするようによくお伝えいたしたいと思ひます。

○委員長(宮澤弘君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時二分開会

○委員長(宮澤弘君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○広中和歌子君 最初に、アジア太平洋郵便連合憲章に關して質問をさせていただきます。

郵政省にお願ひいたします。郵便料金の中で、航空便とそれから船便があるわけでございますけれども、航空便はいつごろできましたのでございましょうか。

○説明員(楠田修司君) ちよつと正確な日時については早速調べますが、戦後であろうかと存じます。

○広中和歌子君 戦後でございますね。そのときの航空運賃の一般的な値段なんですか、昭和三十一年、三年ごろ、例えば日本からアメリカまでの往復運賃が千ドルだつたと思ひますのでございませう。

現在その料金は二千ドル近くで、倍にしか上がっていないわけでございます。当時、昭和三十一年からいってございませうらば、私もが大学を出まして初任給というのは一万二千円の時代でございますから、航空運賃というのは非常に割高であつた。つまり月給の二十倍ぐらいかつたのではなからうかと思ひます。次にお伺ひしたいのは、万国郵便協定に決めら

れております最小の単位でございませうね、書状の重さの単位、それはどのくらいでございませうか。○説明員(楠田修司君) 船便の書状につきましては、万国郵便連合では二十グラムというふうになっておりますが、航空便の書状につきましては、その国の事情によりまして、その国で五グラムなり十グラムに定めることができるというふうな特例をすることができるとなつております。

○広中和歌子君 日本の場合にはその最低グラム数を十グラムとお定めになつたということでございますか。

○説明員(楠田修司君) 日本の場合、航空の書状の最低は十グラムでございます。

○広中和歌子君 それから日本国内における書状の最低グラム数はお幾らでございますか。

○説明員(楠田修司君) 日本国内におきましては、最低は二十五グラムでございます。

○広中和歌子君 二十五グラムでございますか。私、航空便は非常に高価なものであるという意識がございまして、かつてでございますけれども、オニオンスキンの非常に航空便の薄い便せんを使つて、そしてまた航空便の薄手の封筒を使つて、そしてよくよく十グラム。それも一枚か二枚ぐら

いしか使えないというふうなことを記憶しているのでございますけれども、いまだにその十グラムという単位というのは、航空運賃が非常に安くなつた現状においても意味をなすものでございませうか。

○説明員(楠田修司君) 若干御説明させていただきますと、外国の郵便料金は、郵便物の取扱経費とそれから運送費用というのから成つていて、わけでございます。この運送の費用につきましても、条約の規定に基づきまして郵便物の重量とその距離に比例して増加するようになっては、あるいは距離の遠いものはそれに比例して大体値段が高くなつていくというふうになっております。

我が国の航空書状の利用状況を見ますと、約五

○%の方が十グラム以下でございませう。十グラムから二十グラムまでが約二五%利用されておるわけでございます。したがって、できるだけ安い、低い料金で利用していただくようにというところで十グラムということに定めておるわけでございます。

ちなみに、少し外国の状況を調べてみましたところ、西ドイツ、フランス、ベルギー、イタリア、タイなど十カ国が五グラムを採用しております。

そして我が国と英国、オランダ、中国、韓国、スペインなど十六カ国が十グラムを使つております。

二十グラムとしておる国はカナダ、ノルウェー、デンマークなど八カ国ということで、アメリカは例外的にポンド制を採用しておりますので、これが半オンス、約十四グラムでございます。

結果として十グラムが一番多いというふうにして承知しております。十グラムと二十グラムを併合しますと、どうしても合わせた料金というところで少し高くなるので、我々としては十グラムを採用したということでございます。

○広中和歌子君 私どもは、航空便で外国に手紙を出すということが最近では余り特別なことでなく、いわゆる手元にある普通の便せんを手紙を書いて、そして普通の封筒、日本国内で使つておるのと同じようなふうなものを使つて、そのま

ま、いわゆるミニマムと言ふんでしようか、の料金切手を張れば非常に便利である、そんなふうな実際の日々の体験からしてみますと、そんなふうには、果たして私の手紙、封筒が十グラムすれば、果たして私の手紙、封筒が十グラムすれば、確かに安全にという意味ではその二倍の料金切手を張らなざるを得ないというふうなことで、消費者の立場からいって、この十グラム単位というのは、そろそろ考え直していただいてもいいんじゃないか。

それで、先ほど申しましたように、書状を海外に送る場合の航空運賃の部分というのが恐らく、これは想像でございませうけれども、非常に減つて

きていて、コストのほとんどは人件費であろう、そのように想像するわけでございます。そういう中において、船便とそれから航空便の単位の方を変えなければならぬ理由というのが余りわからないのでございませうけれども、御配慮いただけるかどうかということをお伺ひいたします。

○説明員(楠田修司君) 先生のおっしゃるような御意見もまたあるわけでございますが、十グラムと二十グラムを今一緒にしますと、今の十グラムにしておる料金をそのまま二十グラムまでというわけにいきませんんで、やはり二十グラムと合わせた料金が少し高くなります。二十グラムの方は少し安くなりますが、やはり五〇%の方がまだ十グラム以下であるということを考えますと、我々としては現在の体系でいいのではないかと、我々

も、時代は変わりますので、研究はしてまいりたいというふう存じております。

○広中和歌子君 時代が変わつて、例えばロングディスタンス、電話一つにいたしましたとしても、いわゆる市内とそれから長距離との値段の差というのが非常に大きかつたり、そういうふうなことに

ついては不満を持つておる人があるんじゃないかと思ひますけれども、書状の場合も、かつて航空運賃が非常に高価であつた時代、そういう時代から別な時代に来ておる。もつと好きだけ、二、三枚書いて、そして決められた規定の航空切手ですか、それを張つて出せるような方法にぜひ変えていただきたいと思ひまして、質問を終わります。どうもありがとうございます。

続いてココア協定のことにしてお伺ひいたしますけれども、この協定の目的は、価格の安定により生産者を保護することと理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(池田進彦君) そのとおりでございます。

○広中和歌子君 と同時に、消費者にも安定した価格でそういう商品供給する、そういうふうな

考えてよろしゅうございませうか。

○政府委員(池田通彦君) 委員御指摘のとおりでございます。

○広中和歌子君 このような国際協定を行っている品目どのようなものがございますか。

○政府委員(池田通彦君) 現在商品協定として存在しておりますのは九つの品目がございますけれども、このコリアのように、いわゆる経済条項を持つておりますのは、コーヒ、すず、天然ゴム、それにココアを加えて四件でございます。

○広中和歌子君 すずとゴムに関しては加工度が非常に高いものですから、私は一消費者としてどの程度原料に乗せられた値段でもって我々の手元に入るかということがわかりにくいんです。例をコーヒにみたいなものと取りますと、こうした価格調整というんですか、国際レベルの価格調整が我々が飲むコーヒに適正に反映されているのかどうか、その点について伺いたしたいと思います。

○政府委員(池田通彦君) 商品の専門家ではございませんので一般論でお話ししたいのでございますが、ココア、コーヒのたぐい、この商品協定が対象にいたしますのは当然のことでございますが、豆でございます、本場の原材料でございます。伝え聞くとところによりまして、コーヒ、院内では幾らか存じませぬけれども、喫茶店为例えば一杯二百円といたしまして、その中の豆の価格の占める割合は多くて二割、場合によっては一割程度だというふう聞いております。したがって、ココア、コーヒの価格安定を協定の形で保つていたしまして、決して消費者の方に余分の御負担をお願いするというにはならないと思っております。

○広中和歌子君 私は、喫茶店でのコーヒはいろいろな付加価値というものがあつて、それは消費者に選択の余地があることでございますからよろしいのでございますけれども、コーヒという加工してもひいたものを買う、そういったものでございますので、比較的現地の値段でございます。

すね。それが消費者に反映されていいんじゃないか。特に円高差益であるとかそういうものは反映されてもいいんじゃないかと思うのでございますけれども、いただいた資料によりますと、港に入つたコーヒが五倍ぐらいになって消費者の手元に届く、こういうのは適正価格とお考えなのでございましょうか。

○説明員(堀田正尚君) どのぐらいの価格が適正かどうかというのはなかなか難しい問題でございます。御指摘のように、レギュラーコーヒの場合には、輸入業者が輸入いたしまして、それを卸屋を経由して焙せん業者が焙せんをして、卸を通じて小売に出すという形態でございます。日本の場合焙せん業者が大変小規模だということでございまして、人件費等もございまして、どの程度が適正かどうかというのはなかなか難しいわけでございますが、私どももいたしましては、原料価格の動向が製品価格の動きに反映されるような形で業界等に対応いたしております。

○広中和歌子君 私は小さなことを、例えば一つコーヒならコーヒを取り上げてどうこうと申し上げたくはないのでございますけれども、今、海外からの市場開放ということが言われる中で、せっかくなの円高メリットを消費者が享受していないという声が多々聞かれるものでございまして、このように国際間でもって価格調整をしましては特に御配慮をお願いしたい、そういうふうにお願ひする次第でございます。

○説明員(堀田正尚君) 最近のコーヒの価格動向につきまして御説明いたしたいと思います。コーヒの価格につきましては、昨年、主な生産国でございましたブラジルが干ばつで大不作になつたということ、一昨年の十一月から昨年の初めにかけては二倍以上の高騰を見たということがございます。したがって、円高にもかかわらず輸入通関価格も大分上昇いたしました。しかし、昨年の六月ごろから国際相場もようやく落ちつきを見せ始めて、輸入通関価格で見ますと、円高の効果もございまして、昨年の九月ごろにようやく円高前の水準に戻つたという状況でございます。その間若干製品価格も上昇いたしましたけれども、豆の価格がそういう動向になつたということで、昨年の九月に特にレギュラーコーヒの価格については値下げをいたしました。その後の国際相場も低迷を続けております。ことしの三月になりましてレギュラーコーヒそれからインスタントコーヒとも値下げを行いました。だんだん下がつてきておりますし、末端の方にその値下げの効果というものがこれからだんだん浸透していくというふう考えております。

○広中和歌子君 くだいようでございますけれども、例えばアメリカで一ポンドを買いましたときの値段は二ドルから三ドル、品質によつたとつしやればそれまででございますけれども、昨日私が見ましたコーヒ一缶が千三百円でございます。約十ドルに近いということでございます。

同じコーヒ豆を輸入している国でこれだけ違うということは、やはりこれが一つのシンボルとしてとらえられてもいいんじゃないかと思うわけでございまして、今後の御努力、またその他の分野におきまして、他の農産物を含めまして御努力をお願いする次第でございます。

話題を変えさせていただきます。三月二十六日、この委員会で私はフロンガスについて御質問させていただいたわけでございまして、その後の結果について伺いたしたいと思います。

電子部品の洗浄剤やヘアスプレーなどに使用されておりますフロンガス、それが成層圏のオゾン層を破壊したり異常気象をもたらすと懸念されている問題です。この五月十八日、環境庁の成層圏オゾン層保護に関する検討会が中間報告という形で出されたわけでございますが、外務省はその報告書の内容をどのように評価され、どのように対応していかれるおつもりか、お伺いさせていただきます。

○説明員(林真行君) 先生がたたいま御指摘になつた報告書は、環境庁の大気保全局長が諮問された成層圏オゾン層保護に関する検討会の中間報告、これは五月十八日付でございますが、この中間報告のことを指しておられるんだと思いたしてございまして、現在検討しております。内容については私も余り専門的なことを申し上げる立場にはございませんが、前回の委員会の場で先生の御質問に応じて私どもの方からお答えを申し上げたジュネーブにおける起草委員会というか、検討会があつたわけでございますが、今回の中間報告も、このジュネーブでの合意といひますか、一つの合意と非常に類似したものである、こういうふうな受け取つております。

○広中和歌子君 つまり、生産量の現状の凍結と、それからフロンガスが大気中に放出しないような回収技術、代替品の開発など、そういうことに重点を置かれていくということでございますか。

○説明員(林真行君) そのとおりでございます。例えばこの中間報告は、「将来の環境悪化に対する予防的措置として、諸外国と協力しつゝ、一放出量の抑制を図るため、生産量の凍結、削減を行う必要がある。」ということを言つておりまして、例えば二年間で一九八六年レベルまで下げ、凍結することが望ましい、さらに次の二年間でその量を二〇%減らすべきだと、こういう勧告を適用しております。これはまさにジュネーブで行われました会議で大体コンセンサスが合つたところでございまして、私どもも、この報告を踏まえまして今後の対処方針等を考えていきたいと思つております。

○広中和歌子君 このフロンガスが非常に工業製品のさまざまな分野で使われておりますところから、企業からの反発なんかもあると思うのでございまして、そういうものを押して、今度環境計画の議定書ができますときに賛成なさるおつもりなものでございましょうか。

○説明員(林真行君) この議定書の今後の作業日

程といたしましては、先ほど申し上げましたジュネーブにおける作業部分を踏まえまして、六月の二十九日、三十日にブラッセルでさらに関係国の公式協議がございます。その後の日程といたしましては、七月に議定書作成のための専門家会議が開かれまして、さらに、作業部会を踏まえて九月の十四日から十六日にモントリオールにおきまして議定書採択の外交会議が開催される予定になっております。

○先生御質問の、その採択された場合にどうするののかということでございますが、私どもとしては、外交会議までの各種の会合の結果を踏まえまして、各国の動向等も見ながら我が国の対応ぶりを考えていきたいと思います。当然のことながら、オゾン層保護の問題については我が国も重大な関心を持っておるわけでございまして、地球規模の環境問題に積極的に取り組むという姿勢からこの問題を考えたいと思っております。

○広中和歌子君 続けてお伺いいたします。

○ODA関係でお伺いいたします。

倉成外務大臣、四月の下田会議で、私、演説を伺ったわけでございますけれども、大変格調の高い演説でございまして、改めてまた原稿を読ませていただいたわけでございます。世界の中における日本としてとるべき姿勢とか政策について述べられ、大変に感銘を受けたわけでございます。また、OECDにおきましても、ただいま松前委員の御質問に対していろいろお答えをいただいたわけでございますけれども、その三つの柱というのは何と云っても市場開放と、それから経済財政政策による内需拡大、そして海外開発援助、この三つが柱になっていると理解いたします。

その中で私はきょうは特に海外援助に焦点を絞ってお伺いさせていただきますが、中曽根総理も五月一日のワシントンのナショナルプレスクラブにおきまして、政府の開発援助を拡大し、第三次七カ年増進計画を二年早める、そのような発言をなさっているわけでございます。ODAの予算に

つきまして、今後の見通しをまずお伺いいたします。

○政府委員(英正道君) 委員御案内のように、第三次の中期目標のもとで計画的なODAの質、量ともに増強を図っているわけでございますが、昨日成立させていただきました予算では五・八%の伸びを達成しているわけでございます。

今後の問題につきましては、まだ先の話でございますので、今の場でこういうふうに伸ばすというふうにはいきませんけれども、第三次中期目標の基本目標を達成するべく、特に今回、その中で最終年度の九二年に七十六億ドルの援助量に到達するという目標を二年繰り上げて九〇年に到達するという目標をいたしましたので、そういう目標を実現するべく必要な資金の確保を今後の予算においては行っていかなければいけないというふうを考えております。

○広中和歌子君 日本の援助予算でございませけれども、世界各国、特に先進諸国の中においてはどのような位置を占めるのございませうか。

○政府委員(英正道君) 予算の中に占めるODAの比率についての数字をちよと手元に持ち合わせしておりますので、GNPに対する比率ということでお答えさせていただきますのでございませけれども、DACの加盟国の平均は〇・三五%、御案内のように、国際的には〇・七%というのが一つの目標というふうになっているわけでございませけれども、DAC平均で〇・三五%、一%を超えておりますのは、これは八五年の数字でございませけれども、ノルウェーで一・〇三%、あと主要国でいきますと、フランスは海外県の扱いというものがありますけれども、それを含めた場合には〇・七八%、西ドイツが〇・四七%、英国が〇・三四%、日本が〇・二九%と、このようになっております。

○広中和歌子君 アメリカはいかがでございませうか。

○政府委員(英正道君) アメリカは〇・二四%でございませう。

○広中和歌子君 そういたしますと、日本のGNP

Pが非常に伸びている中で今〇・二九%。そして今後増進計画が本当に確実に実施されますとかなりの量の援助がなされるということでございますか。

○政府委員(英正道君) 量的にはかなりの量に達するというふうには思っております。ただ、国際的な一つの指標としては、GNPに対する比率というので今数字を申し上げたわけでございませけれども、日本のGNPもまた大きくなっていくわけでございませうから、大きなGNPの国が、しかも今後若干成長率が高くなるような場合には、それに見合っただけに援助量が比率的にふえるというのは相対的な努力ということになりますので、これは二つの数字の対比でございませうので、今のところ確としたことは申し上げられませぬけれども、先ほど申し上げました第三次中期目標においては、この七年の間にGNP比率の改善も漸次図っていくということが書かれております。

○広中和歌子君 援助対象国でございませけれども、額からいいますと、または比率からいいますと一番重点的なところはどちらなのでございませうか。

○政府委員(英正道君) 八五年のこれはネットの支出ベースの数字でございませうが、最も二国間のODAを多量に受けている国は中国でございませう、三億九千万ドル弱、全体の二十六億ドルの一五・二%でございませう。その後タイ、フィリピン、インドネシア、ビルマ、マレーシア、パングラダシユ等々ということになっております。

○広中和歌子君 ということは、援助が非常にアジアが中心であるというふうには理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(英正道君) やはりアジアに位置しているというところでございませう、日本のODAの約七割はアジア向けということになっております。

○広中和歌子君 今ちよと資料がなくなっちゃったんですが、新聞でけさがた読んだのでございませうけれども、アメリカのワシントンで開かれま

した援助に関する国際会議におきまして、アメリカ側から、日本の援助をアジア中心でなく、もうちよと戦略的な意味で世界に広がってほしい、つまり中南米など経済的に非常に困っている地域をそのまま放置すれば共産化のおそれがあるといったような意味も含めてのことかと思えますけれども、そのようなことに関してどのような御意見でございませうか。

○政府委員(英正道君) 委員から御指摘のございました会議につきましては、これはマンズフィールド財団主催の民間の会議だということに了解しておりますが、外務省から小林大使が出席しております。

いろいろな議論が出たようでございませうが、報告には接してございませぬので、今の委員からの御質問のアジア以外の国にどういうふうな考えで望むんだという御質問に対するお答えということにさせていただきますと思っております。国際的に、例えば主要な援助国をもって、ほとんどの援助国をもって構成してあるOECDのDACにおきましては、援助は最も貧しい国に向けるべきである、そういう意味では、サハラ以南のアフリカの国、それから南アジアの最貧国、LDCに向けるべきであるという指摘がしばしばなされてございませう、日本についても、アジアに少し偏っているのではないかという意見が、日本に対する年次審査、ことしの一月に行われたいけれども、各国からそういう意見が出されるということもございませう。

○広中和歌子君 海外援助全体でございませけれども、どこにどれだけというのはどういう形でそれが決めるのございませうか。

○政府委員(英正道君) 日本の経済協力の援助の一つの大きな特徴というのは、やはり途上国の社会経済開発努力を、こういう自助努力を側面から支援するという基本的な立場でございませう。そういったしよと、やはり途上国がどういうような部門に優先順位を置いて社会経済開発を行っているかということがございませう、途上国の方か

ら、そういう自国の優先順位を踏まえ、かつ日本から援助をしてもらうのが効率的である、途上国も経済効率を考慮しておりますから、日本が援助能力が技術的にもある分野に援助が割合来るわけでございますけれども、そういう要請というものを踏まえて行っておるわけで、日本の側からこういう分野に何%の援助を向けようというような対応ではないというのが現状でございます。

ただ、経験則から、例えばベトナム・ヒューマン・ニーズという、医療分野であるとか農業分野でございますとか、そういう最も生活に直接関係のある部門に援助はふやしていくべきであるという国際的な流れがございますので、そういう部門の比率を漸次ふやすというような配慮はございますけれども、まず援助の予算が決まって、それをこういう分野、こういう国に配分するというやり方はとっておらないわけでございます。しかし、その中でも、大要請というものは、ある年に一〇〇の援助が翌年五〇〇になるということはないわけでございますし、案件も継続をするというようなこともございますし、そう大きく変動はしていないということで、経験則的にある比率で配分されているということは言えるという面がございます。

○広中和歌子君 つまり現地サイドがお決めになるといふことでございますけれども、それは相手国、つまりそれぞれの政府を通じて要請があるというところでございますか。

○政府委員(英正道君) そのとおりでございます。○広中和歌子君 それから自助努力ということでございますけれども、例えばマッチングファンド的なことをやっているのでございますか。

○政府委員(英正道君) 相手の国が幾ら出した場合に日本がその何%を出すというような形のマッチング方式はとっておりません。

○広中和歌子君 それにいたしましたしても、日本がどのような形で海外援助を行っていくかということでの総合的な審議会みたいなものはあるのござい

ますか、しかも継続的な、それについてお伺いします。

○政府委員(英正道君) 内閣総理大臣の諮問機関として対外経済協力審議会というものがござい

ます。○広中和歌子君 各省庁に所属した審議会というのはあるのございませうか。幾つかの省庁がこの援助を行っているわけでございますか。

○政府委員(英正道君) 現在、援助を実施いたします場合に、資金協力、それには有償資金協力、それから無償資金協力、贈与でございます。それから技術協力等があるわけですが、有償資金協力、円借款の実施に当たっては、いわゆる四省庁、外務、大蔵、通産、経済企画庁という省庁が、相手国からの要請等を踏まえてそれぞれの立場からの分析を総合して対応するという形になっております。

それから技術協力の場合には、外務省にODA予算の大部分のものがついていますが、それを実施機関である国際協力事業団で実施するわけでございますが、国際協力事業団自体に技術協力を実施する要員が全部所属しているわけではございませんので、また援助の要請分野というのは非常に多岐にわたっておりますことから、関係省庁の御協力を得て実施していく。それから関係省庁、政府機関のみならず民間の機関、地方公共団体等を含めて広くその要員を確保するように努めながらやっております。その場合には十四、五の官庁が対象となっております。

○広中和歌子君 非常に流動的な感じがいたしませんか、ある意味ではすばらしいことなんでしょうか。思いますが、総括的にどういふふうにお金が使われているかというのを見る人はだれなの

ございませうか。○政府委員(英正道君) ちょっと御質問の意味が必ずしも正確に理解しておるかかわりませんが、全体の姿を見るときは、それぞれの援助形態によって違うわけですが、無償資金協力と技術協力については外務省がかなり全体を実施

しているという立場から目を配っているつもりでございます。それから円借款の場合には、四省庁がそれぞれ目を配っているというふうに見えるのが適当であるかと思ひます。

○広中和歌子君 非常に分権的であるというふう

に理解してよろしいわけですか。○政府委員(英正道君) いろいろな見方があると思ひますけれども、私は、日本の場合には一元的でない、多元的でもまた分権的であるという見方は実態からいってもそういうことであるかと思ひます。問題は、最も効果的に必要なところに援助が行われるように、日本の風土において行われるようにすること、これを考えますと、そういう体制でかなりうまくやっていると、そういうものが私は日本型の援助だといふふうにとっております。

○広中和歌子君 特に、こうあればとも効果的にといったようなことが現体制でございませうか。○政府委員(英正道君) いろんな見方ができると思ひますけれども、私は、最近の日本の国内の援助についての物の考え方の発展と申しますか、そういうものの中に、全体としてやはり一兆円を超える規模に、これは二国間及び多国間機関に対するものも含めてございませうけれども、一兆円を超える事業規模になった援助の資金が果たして適正に必要なところに行っているのかということがかなり問題意識として強く出てきているというふう

に感じております。私も政府においてもやはりそういうものにと、たえるような形で援助が行われるようにいろいろな面で改善をしなければいけないではないか。

その中で、例えば要請主義というものはだめなんだ、要請主義というものは、結局、相手の政府に要請する能力がないのが要請してくるのは、だれかが知恵をつけて要請させているんだからおかし

いじゃないかという御意見も他方でありませう。それからまた逆に、そういうことを言っても、要請を受けて判断することでもちゃんといくという考

主義の前の段階、つまり要請が来る前に相手の国とよく話をして、いわゆる政府対話でございますが、そういう過去の援助の評価というふうなものもよく行うことによって、一番適当な分野に援助要請が来るような形でいろいろな仕組みを改善していくべきであるというところで、最近いろいろな形で努力が行われております。二国間で政策対話を行っている国は非常に多うございませうし、さらには開発計画全体について相手国と相当高いレベルの大規模な政府ミッション、総合ミッションを送つて意見交換をする、近くフィリピンにもそういうものを出すことを検討しておりますけれども、そういう形で行われる。

それからさらに、そのためには、日本の側で相手の国のどこに必要が存在するののかということをもう少し主體的に判断する、いわゆる国別の分析というものが強化していかなきやいけない、そういうことが援助が必要な分野に行われるようなことを確保する上で有効なのではないかと。これはいろいろの意見があると思ひますけれども、私はそういう点に関心を持って実施に努めているところでございませう。

○広中和歌子君 非常に大切なのはそういう援助に携わる人材であろうと思ひますけれども、今の段階で、そういう専門家、さまざまなレベルの専門家があると思ひますけれども、現在専門家として活躍していただける方、それから今後養成しなきゃならない方、いろいろあると思ひますのでございませうけれども、それについてお伺い

いたします。○政府委員(英正道君) まさに御指摘のように、経済技術協力を効果的、効率的に推進するというためには優秀な専門家がもう不可欠でございます。この専門家に人材を得ることが基本的

に重要であるという認識がございませう。そのために、例えば国際協力事業団では、日本におられる専門家がそのまま外国に行つて直ちに仕事ができるわけではございませう。現地の事情であるとか

技術移転に伴うノーハウといいますが、そういう過去の経験に照らすという必要な心の用意等を含む研修、そういうものを昭和五十八年度から強化するというので、専門技術、それからそういう語学も含めたいろんな研修を行うための総合研修所というものを設けて、そういう研修を実施して専門家の能力の向上ということに鋭意努力しているところでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、専門家を派遣する場合には国内の関係省庁の御協力を得て優秀な人材をお願いするわけですが、国際協力事業団自体に、こういう経済協力に対する技術協力を、それを一生の仕事とする、私どもライフワーク専門家と呼んでおりますが、そういう制度を設けてまして優秀な人材の確保に努めております。ここにいらつしやる方はそうたくさんの方の数はございませぬけれども、EJIBを持っていらっしゃる方が相当部分を占めているということで、漸次拡充をしておるということでございます。

○広中和歌子君　そういう専門家ですか、何人ぐらいいらつしやいますか。

○政府委員(英正道君)　二十五、六人というふうに記憶しております。――二十九人でございませぬ。

○広中和歌子君　こんなことを言つては大変失礼でございますけど、外務省の手が届かないような地域というのがございませぬね、公館を置いていらつしやらないようなところ。そういうようなときに、よく商社とか現地に派遣されている企業などが情報を提供するというようなこともあると思ふのでございませぬが、そういう民間の御活用もなさつていらつしやいますか。

○政府委員(英正道君)　技術協力のことを今申し上げていたんで……

○広中和歌子君　情報のことです。
○政府委員(英正道君)　そういう援助に必要な情報の入手という点については、御指摘のよきな、民間の方で政府に知見がないところでよく御存じの方があれば私もお話を伺うということは心が

けております。
○広中和歌子君　それではちよつとNGOのことを伺わせていただきますけれども、NGOに割いていらつしやる予算は幾らぐらいなんでしょうか。パーセンテージで伺いますか。
○政府委員(英正道君)　申しわけありませんが、ちよつと手元に資料がないので、すぐ調べてお答えいたします。

○広中和歌子君　これは想像でございませぬけれども、ハードウェアを伴つたような、つまり橋をかけたたり建物を建てたりといった援助に比べまして、非常に額としては少ないのではないかと、印象を持つてございませぬ。

ぜひこれ提案させていただきたいのは、こういうボランティアグループの活用というものを、今後の二十一世紀に向けて高齢化社会、そして非常に雇用が流動化するという社会におきまして、いわゆる海外青年協力隊だけではなく、リタイア、引退なさつた人とか、それから子育てを終わつた主婦であるとか、さまざまな形でこれからのNGOができるのではないかと、半分ボランティアで半分有償であるといったようなことも可能ではなからうかと思ひますけれども、御意見を伺わせていただきます。

○政府委員(英正道君)　先ほどちよつと触れました対外経済協力審議会、総理への答申がこの十五日に行われていたわけでございませぬが、「我が国経済協力の推進について」という答申の中でまさにそういう点が指摘されております。「経済協力をより国民レベルのものに広げていくことが肝要であり、現地のボランティア活動を含め、協力への参画を活性化させることが望まれ、かかる人材の育成・活用等を積極的に進めることも必要である」と。ボランティア、NGOにつきましては、現地のNGOに対する援助と日本のNGOの活動に対する支援と二つの側面があるわけでございませぬ。

先ほどの質問に半分お答えすることになると思ひますが、現地のNGOに対する政府のODAの

支援というのはまだ行われておりませぬ。これはなかなか実は難しい問題がございまして、ちよつと我が国の場合にはほかの国よりも立ちおかれていられるという面がございませぬ。日本のNGOにいろいろな形で支援をするということは行われておりますが、金額的には少のうございまして、アフリカにおけるボランティア活動でございませぬとか、高齢者の活用、いわゆるシルバークボランティアというふうなものに対する支援、しかし金額的には非常にわずかで、恐らく日本の援助の全体の中で比率は1%にも達してないんじゃないかと思ひます。

それで、こういうボランティア活動、NGOの活用ということは、国際的にも政府のODAというものがなかなか草の根まで届かないという反省から、最近各国でもかなり重視するということを行つていられる国がございませぬ。国によって相当重視している国もございませぬ。ただ、私どもも基本的には重視することに賛成で、日本のボランティア諸団体とよく連絡をとりながら、できる限り支援を具体的に何件かに行つておられますけれども、一つ問題点は、やはりNGOの特色というのは、現地の草の根にまで届く援助を担うことができるといふところが最大の特色でございまして、そうなりますと、現地にそういう草の根レベルのネットワークを持つていられるかというのが実は一つ大きな決め手になるわけでございませぬ。もし、そういうネットワークを持つておつて、しかもしつかりした方が運営していらつしやるというふうなNGOについては積極的な支援をしていきたいという基本的な考え方で臨んでおります。

○広中和歌子君　そのお考えは大変に御立派だと思ひますのでございませぬ、日本のボランティア活動を全体的に見ましても、どちらかというところから育てなければならぬといったような状況にもある。既にすばらしい御活躍をしておられるグループはいらっしゃると思ひますけれども、そういう中においてぜひ何か積極的なイニシアチブを発揮していただけるんでしよつかということ

でございませぬ。それからまた、民間にそのような働きかけを直接行う、またはそういったような機関をつくる、そういうようなことはお考えてございませぬか。

○政府委員(英正道君)　NGOは、基本的にはそれれが一つの目的なり哲学を持っていらつしやるわけですから、そういうものを尊重しなければいけないというのが基本的な立場であるかと思ひます。ただ、日本のNGOの資金的基盤等はまだまだ不十分な面がございませぬので、そういう点についてはバックアップできるところはバックアップしたい。

例えば現実に行つていられることを二、三申し上げますと、NGOが現地にボランティアを出される、先ほど専門家のところで申し上げましたけれども、やはり現地の経験のない方が急にいらつしやつて不測の事態が起こつては困りますので、国際協力事業団において、そういうNGOの方が海外に出られる場合のやはり訓練といひますか、そういうセミナーのようなものを催すというふうなことをまずやつております。

それからNGOのリストです、ダイレクトリ―でつくる、それで在外の大使館にもそういうものを配布して、NGO活動に対して間違いのないようにするというふうなことをやつております。それからNGO自身が相互の連絡体制を強化するというところで、外務省の経済協力局の中にNGOのもちろん担当の者がおります。それでNGO同士でそういう相互の連絡をとるといふことを、これは側面からできる限り支援をするということをやつております。

あとは、具体的に個別のNGO団体に対する支援ということになります。先ほどの質問にお答えいたしました、そのための予算でございませぬけれども、六十一年度においては、今のようなことをすべて含めまして四億五千万円というものが計上されております。
○広中和歌子君　ついでに海外青年協力隊のことでお伺ひいたしますけれども、倉成大臣は第百八

国会の外交演説の中でアフリカとの関係について所信を述べられたが、ちよつと引用させていただきます。

アフリカにおいては、依然、構造的食糧不足や、累積債務を初めとする深刻な経済困難が続いております。我が国としても、アフリカ諸国の自助努力を支援する一方、これら諸国の食糧・農業問題の解決のため、我が国が提唱している「アフリカ緑の革命」構想の実現に努めていく考えであります。

とお述べになつたわけですが、この構想、二年前から具体的に進められていて聞いていたわけですが、資料を後でまたお届けさせていただきます。

○国務大臣(倉成正君) ちよつとそのお話の前に、NGOで一番積極的なのは、カナダがODAの七割を占めているということですが、資料を後でまたお届けさせていただきます。

今お話しの緑の革命の構想のフォロアアップの問題でございますけれども、御案内のとおり、最近開発途上の経済開発に伴つて環境保全の問題が非常に重要性というのが深まりつつございます。

特に、国際的に、アフリカにおける緑の喪失というところで、砂漠化しているということが飢餓の原因になるということでこの対策が求められているわけでございます。八五年のボン・サミットでフォロアアップとして緑の革命の構想を取りまとめるなど、国際的にも対応してきたわけですが、いわゆる緑の回復、わかりやすく言えば植林運動の展開がアフリカにおける不可欠の要素である。しかし、これも地元の住民と密接に協力していかなくちゃいけないということで、緑の平和部隊というのを提唱して、その植林のプロジェクト、青年協力隊をタンザニアに六十一年度の十二月に、それからセネガルには六十二年の二月に実施をいたしております。

それからこのほか二国間の協力としては、六十

二年度にケニア、林業の育苗の訓練プロジェクト、これは無償資金でございますが、技術協力でございます。それからタンザニア、キリマンジャロ林業開発計画、これは開発調査でございます。

六十一年度にはナイジェリアの半乾燥地域森林資源保全・開発現地実情調査を開始しております。それから日本だけじゃなくて多国籍で協力する問題がございますので、FAOのアフリカ植林砂漠化防止と呼んでおりますが、プロジェクトに対して四十万ドルの拠出を行うなど、近年アフリカの森林保全に対しては特に力を入れて取り組んでいまして、地域は非常に広いところでございまして、決して十分であるとは思っておりません。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。また必要なこととございますので、ぜひ多くのお金と、そして人力というんですか、ノウハウを投入していただきたいと思うわけでございます。

次に、日本の海外広報活動について伺います。

先ほど、ODAというのは、各省庁に分かれお互いに連絡をとりながらやっていらつしやるということとを伺つて、それはそれでよろしいわけでございますけれども、日本が正しく海外に理解されていらないのではなからうかという御意見も先ほどの松前委員の質問にもございました。そういう中におきまして、日本がODA、これは十分かと思つておられますし、日本の立場もよく理解してほしいというのとは私どもの本当に気持ちなものでございまして、それが十分に機能しているのかどうかということと伺ひさせていただきます。

まず、広報活動のための予算というものは別にありますのでございませうか。そしてその項目、そして海外との比較、そういうものについて伺ひいたします。

○政府委員(松田慶文君) 我が国の海外広報活動

あるいは文化活動は、外務省が原則として総合的な立場にございます。したがって、外務省予算の中の海外広報活動費、文化活動費を合計いたしますと、とりあえずの姿が出るわけでございます。これが六十一年度の場合で七十億六千二百万円、本年度、六十二年の場合で七十六億三千五百万円でございます。外務省予算の中で占める比率は、昨年の場合で一・六八%、本年度の場合で一・八〇%というぐあいに、決して多い量ではございません。

海外との比較というお尋ねでございますが、これは実はどういふふうにお尋ねを申すか、国々さまざまの姿が違つてまいります。率直に申し上げて若干乱暴な比較しかできません。私どもの考えますのに、外務省のほかに国際交流基金がございまして、やはり国際文化事業をやっております。さらにNHKに国際放送という活動がございまして、政府関係機関であるこの種の基金のようなものと、国際放送等、便宜上三つ足しまして各国との比較をいたしてみますと、米国の約二千億円で我が国は約二百億円でございまして、フランスは約九百九十億円、約一千億で、これまた日本の六倍の広報文化経費を使つております。

○広中和歌子君 やつぱり少ないと思ひになります。

○政府委員(松田慶文君) 非常な思ひです。

○広中和歌子君 それで、どのような項目でその少ないお金をマネジしていらつしやるのでございませうか。

○政府委員(松田慶文君) 項目というお尋ねでございますが、海外広報を若干ブレイクダウンして事業名で申し上げますと、資料広報費、つまり出版という手段を通しての広報、それから視聴覚という媒体を通しての広報、それから文化広報分野における外国の方々を日本に招待する招待事業、さらには在外公館における日常の文化広報活動経費、それから我が国が現在二十七の文化広報セン

ターを在外に持つておりますその運用費、それから各種団体に対する補助活動費、これが広報経費の内容でございます。また文化関係といたしましては、先ほど言及いたしました国際交流基金の補助事業というのが三十億、四十億と毎年支出してございまして、大きな部分を占めております。そのほか海外の青年の招聘事業、または日本語関係の語学指導経費等々も文化事業費に入る次第でございます。

先ほど私二十七と申し上げた海外の文化広報センターの数は、その後一つふえてございまして二十八と訂正させていただきます。

○広中和歌子君 変な質問でございますけれども、いわゆるロビー活動なんというものはその中に入つていましてございませうか。これはアメリカに対してでございます。

○政府委員(松田慶文君) ロビー活動という、ロビーイングという言葉はアメリカの政治活動の一形式として存在するわけでございますが、一般にロビーイングと俗称される中にも実は幾つかの種別がございまして、そのうちの一つはPRコンサルタントという事業でございます。これは通常の政府、民間を通しての広報活動の正常なパターンの一つでございます。私も先機関もいろいろなる形でPRコンサルタントは活用してございまして、もとより広報文化事業の本体は私どもが企画し実行するのでありますけれども、それぞれの国の事情を踏まえた各地ごとのPRコンサルタントの助言は不可欠でございます。

その分野のほかに、いわゆる例えば議会工作をするような意味でのロビーイングあるいはロビイストということもございまして、私どもの海外広報の分野ではそういうものはございませんで、広くロビイストと言われている中のPRコンサルタント事業のみを広報の一環として実施しております。

○広中和歌子君 この前、二月でございましたか、アメリカに参りましたときに、日本の評判というのは地域ごとに違ひますし、またどのような

職業であるか、例えば政治家のレベルとそれから一般のレベルとも違いますし、そういう点で非常に複雑なものだということは理解したわけでございますけれども、一般的な意味で日本はアンフェアであるというような考え方が、これは世論調査などでも約七割ぐらいの方がそういうふうにいるというところがございます。

そのアンフェアな中に、具体的な理由というのを挙げられる人は少ないわけですが、何となく思い込んでいるのは、日本が例えば非常に関税が高いとかというように今まで含めましていろいろ入っているわけで、そういう種類のものをと宣伝するための例えば新聞広告であるとか、それは非常に直接的なやり方で、決してコンサルタントがアドバイスするような形じゃないかもしれないけれども、何かそのようなことでやっていたらいいのかな、ぜひお伺いしたいと思えます。

○政府委員(松田慶文君) アメリカを例にしてのお尋ねでございましたが、確かに現在の対外関係の中で、米欧との経済摩擦というものが非常に大きな課題、命題でありまして、その分野で我が国の姿を正しく理解してもらおう、あるいは我々の主張を十分に認識してもらおうという意味での海外広報活動の重要性はいやが上にも増している次第でございます。その命題から申しますと、外務省が現在やっております海外広報活動が十分であるとは思っておりません。まだまだ不十分で充足させる余地が多々あると反省しつつ日夜精進している次第でございますが、アメリカの場合もその広報のパターンは実は千差万別と申しましようか、いろいろな方式を必要といたします。

特に最近のテレビメディアの異常な発達のもとにあるアメリカにとっては、視聴覚を通しての直接的訴えというのが極めて重要でございます。と同時に印刷物、新聞、雑誌、御指摘のような形でのゆっくり読んでもらう広報も当然必要でございます。また、そういう間接的な手法ではなくて、いろいろなセミナーを開く、あるいは大学に行つ

てシンポジウムに参加させてもらおう、あるいは講演会を開くという、対話形式による広報も草の根の御理解のためにはとても必要でございます。例えれば昨年一年で全米で九百六十五回のその種の対話を試みた次第でございますが、御指摘の新聞等の活用も含め、あるいは民間のアドバイザー、コンサルタントの助言も含め、ますます広報を名実ともに充実していきたいと考えております。

○広中和歌子君 私、誤解しておりますが、日本の国内における広報というのは総理府が担当していらつしやるものですか、海外の方も担当していらつしやるのかなと思つたんですが、それで総理府の方どなたかお伺いしたいんでございすか。もしそうだったらと思つてお伺いいたします。

○説明員(神誠君) お答えいたします。先生ただいま御指摘のございましたように、国内広報につきましては、共通媒体を利用いたしまして広報すること、非常に効果的なものから、総理府の方が一元的に所管しておられるわけですが、海外広報につきましましてはそれぞれ所管の省庁において必要に応じて広報しておるというふうでございます。総理府の中でも、例えば「パシフィック・フレンド」という東南アジア向けの雑誌につきましては総理府の方の広報をさしていただいているという分担になってございます。

○広中和歌子君 ということは、もうほとんどは外務省が一元的になさっている。一元的という失礼でございますけれども。
○政府委員(松田慶文君) 外国への広報分野では、官が、すなわち政府が直接やらせていただいている分野のほかにも、公益性のある各種の団体、あるいは企業そのものも、企業の広告のほかにやはり日本というものを理解していただくためのPR活動が結果として日本全体の広報の一環をなしている要素もございす。したがって、官民あわせての活動というふうにお伺いしたいんですが、そのうちの官の部分ではほとんどの分

野を外務省が担任している次第でございます。○広中和歌子君 一つ提案なんでございすけれども、日本のODA、今の段階で先ほどの御説明によりまして○・二九%、GNPの○・二九%です。それからそれほどの誇るべき額ではないというふうな御指摘もございす。これはまた日本の海外における見ますと、これからはますます日本の海外における貢献というものは実質的に増してくるのではないかと思つてございす。しかしながら、日本が知られていない。例えば援助にいたしまして、何か顔がないのではないかと。

そういう意味で、これは私が言ひ出したことではなく、多くの人も既におつしやつていらつしやることと思ひますけれども、戦後アメリカでつくられたマーシャル・プランのような、マーシャルといふのは個人の名前でございす。ですから、そのような日本の援助全体に一つのアイデンティティを与えるようなそういうものを、ネーミングです。それをなさつていただいたらどうか。海外で非常に名を知られた方であつたら中曽根首相でも結構でございます。外務大臣でも結構でございます。または文化人であればなだでも結構なんですけれども、海外におきましてはむしろ個人の名前の方が、日本版ODAといったような、何と申しますか、省略されたような、ABCで決まってしまうようなそういうふうなものでなく、むしろ具体的なイメージをかき立てるようなそういうふうなものも実体とともに必要なんではないかとと思ひますけれども、外務大臣、いかがでございますか。

○國務大臣(倉成正君) ただいま大変示唆に富むお話ございすけれども、マーシャル・プランは、御承知のとおり、一九四七年の六月、アメリカの國務長官のマーシャルの名をとつて、アメリカに世界じゅうの富が集まつたときに、欧州の復興のために当時の金で百三十一億ドル、一九五二年六月までの間の四年計画で百三十一億ドルという、今の物価に直すとまあ本当に大変なお金だと思ひます。日本に対しては、私の記憶ではガ

リオア、エロアというふうな形でやりましたものです。ちよつとこのマーシャル・プランに比較するとどういふような大きな計画を立てるといふことになれば、これはもうこのためにひとつよほどのコンセンサスと國民の意識の革命をやるというふうな、GNPの何%をもつ義務づけて海外援助に使うとかというふうなことになるかと、とても思ひます。

○広中和歌子君 金額にいたしますと、確かに当時のマーシャル・プランはアメリカのあの当時のGNPの二%と伺つておりました、大変な額だろうと思ひますけれども、同時に、例えばフルブライト・プランなんというのは百万ドルぐらゐで始まつたこととございまして、額ははなくて、将来に対する展望と、そして我々の持つ海外に協力したいといふような理念ではなからうかと思ひますので、そういう点でも何かさうしたことで御努力いただければありがたいと思ひます。

○國務大臣(倉成正君) ただいまの御趣旨でございます。非常に何かいい知恵を絞りました。そういうことを考えさせていただきます。

○広中和歌子君 それから、もう時間がなくなりましたので急いで言わせていただきますけれども、各国にございすいわゆる文化センターでございますけれども、広報センターといつたようなものもございすけれども、例えばフランスなんかの、日本にございす日仏会館ですか、ああいうようなところで言葉を教えているんですね。今、日本で日本語を学ばたいという需要が非常に海外にふえていっているというふうな同うわけですが、文化戦略といつたような大げさな意味ではなくて、やはりそういうところに集まる人たちが、日本の

野を外務省が担任している次第でございます。○広中和歌子君 一つ提案なんでございすけれども、日本のODA、今の段階で先ほどの御説明によりまして○・二九%、GNPの○・二九%です。それからそれほどの誇るべき額ではないというふうな御指摘もございす。これはまた日本の海外における見ますと、これからはますます日本の海外における貢献というものは実質的に増してくるのではないかと思つてございす。しかしながら、日本が知られていない。例えば援助にいたしまして、何か顔がないのではないかと。

いわゆる伝統芸術であるとか、それから非常に学究的な意味でお集まりになる方が非常に今までは多かつたのではないか。それをもうちょっと下のレベルに広げるという意味では、下ということも意味があるかもしれないけれども、そういう意味では言葉の媒体として各現地の人に働きかけるというのは非常に意味があると思えますので、ぜひそういうようなところで、小クラスでもよろしいので語学を始めていただきたいということ。

それから各地域にあります、日本人の子弟のための日本語学校がございますね。あれなんかも現地に開放してもいいのではないかと。例えばこちらにありますがフランス人やアメリカ人の学校でございますけれども、日本人に開放しております。そういうようなことについても御意見を伺いたいのでございますけれども。

○政府委員松田慶文君 御提起になられました問題の前半の日本語普及活動につきましてお答えを申し上げます。

御指摘のとおり、日本語の学習をしていただく形で日本に親近感を持っていただく、あるいは日本を理解していただくという活動は対外文化広報活動の重要な一環でございます。私どもも従来から小規模ながら実施しております。現在、在外公館の文化広報センターとそれから国際交流基金の海外事務所のうち合計二十七カ所で日本語講座を設けておりまして、御希望の向きに、毎日、多くの場合夕方でございますけれども、専任の講師を抱えて日本語教育をやっております。土地によつては非常に御要望がございまして、長いウエーティングリストのあるようなところもございまして。

ちよつと古い統計で恐縮でございますが、五十九年度に調査いたしました時点で四千七百七人の方が全世界で受講しておられました。この四千七百人とは、我々の予算でやっております日本語講座の受講生でございます。この経費は実は主として国際交流基金の活動費にございまして、年間に十六億程度の金を使っております。

これは基金の活動費の二〇%を超しております。したがって、総額は少のうございまして、ウエートの置き方としては二〇%を超える努力を年々している次第でございます。

○広中和歌子君 とうとう……

○政府委員松田慶文君 恐れ入りますが、後半の日本人学校につきましては、別途……

○政府委員妹尾正毅君 外国人に日本人学校を開放するという問題につきまして御説明申し上げます。

日本人学校に現地の人が入るといふことにつきまして私どもが反対しているというところは全然ございせん。むしろ今の仕組みですと、これは学校の運営委員会というのが各学校にございまして、そこでそういう問題は決めることになるわけでございますが、政府としては、いろいろ助言を求められたり指導する機会がございますので、そういうときにはむしろ積極的にそういうことをするように今指導をしているわけでございます。

ただ、実際の数を見ますと、現在、日本人学校に海外全部を通じて外国人は百四十六人しか入っておりません。しかもその過半数が日系人とか二重国籍の人でございます。残りが六十七名おりまして、さらにこれをよく見ますと、そのうちの五十名はシドニーにある日本人学校の国際学級に通っております。それ以外の者は十名ばかり、十四人ということ非常に数が少ないわけでございます。

これはいろいろ理由があると思えますが、一つは、こういう日本人学校の過半数は現地で学校としてのステータスを持っていないわけでございます。そういうところには来る人は非常に少ない。それからステータスを持っていない学校でありまして、日本人の学生と一緒に勉強するということになりまして、語学の問題がございまして。そういうところでもうまうまやろうということになりまして、外国人のためには往々にして別のクラスをつくらぬといけません。そういうことになりまして、結局、現地の日本側とそれからその現地政府

の両方が相当無理をしてそういう仕組みをつくっていくということにできないわけでございます。

そういうことで、現状では非常に少ないということでございますが、方向としては私どもはできるだけそういう方向が望ましいというふうに考えております。

○広中和歌子君 済みません。先ほど申しました海外協力隊のボランティアなどございますけれども、その中には必ずしも発展途上国に行くのではなくて、先進国であつても、特に語学なんかのボランティア、日本語教師としてのボランティアなんか大変にすばらしい分野ではなからうかと思えます。例えばそういう日本人学校を夜に校舎を使うとか、そのような形で、生徒さんじゃなくて一般市民にそうした形の建物の有効利用というんですか、それからまた先生にもそういう御協力を願つたり、それからボランティアの参加も歓迎するというような形で弾力的にそしてクリエイティブにこういう海外活動、文化活動をしていただければと希望いたしました。質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○立木洋君 条約の質疑に先立ちまして、SDIの問題について大臣にお尋ねしたいと思います。もう大臣御承知のように、昨年アメリカで選挙がありました。ことしの一月になって、レーガン米大統領あるいはアメリカの国防総省等々を中心にしてSDIの動きというのが開発の方向に急激に動き出している。

これ一々挙げたら切りがありませんけれども、例えば今月の五月の状態だけを見ても、ワインバーガー国防長官がSDIに関する四種類の実験を提起しているということもなされております。内容を見てみますと、どうもこれまでのアメリカが行っていたABM制限条約の解釈の枠をはり出している内容になっているんじゃないかというふうにも見える部分があります。またSDIの予算が下院で否決されて削減されましたね。これに

対しては拒否権を発動するなどの動き等も見られるということに相当強い動きをレーガン大統領は示している。

また、最近出されましたABM制限条約の解釈に關しての調査報告が議会に提出されましたが、それを見ましても、アメリカはこの条約の狭義の解釈に縛られることはないという趣旨の結論を出しております。また、十九日にはワインバーガーは、今月中にSDIの宇宙実験計画、これはもうまさにABMの制限条約に關する内容から見れば問題点になるわけですが、今月中にその計画も作成すると、こういう動きがあるんですが、こういう動き全体について日本の政府として、外務大臣としてどのように御認識になっておられるのか、まずその点からお伺いしたいと思います。

○國務大臣(倉成正君) 立木先生御承知のとおり、ABM条約について申し上げますと、これはいわゆる軍備管理・軍縮交渉と並行して米ソ間でつくられたSALT Iのときだったと思えますが、それから始まったものでございます。したがって、このABM条約をどう解釈するかというのは米ソ間の問題でございます。当事者でない日本がこの解釈を云々する立場にないということをまず申し上げておきたいと思えます。

そこで、アメリカがこのABM条約をどう、広い解釈にするのか狭い解釈にするのかという問題は、アメリカがこのABM条約を国会で認めたときに、どういう経過でどういふことになっておつたかということが今いろいろ議論されておると思つたわけでございます。アメリカ政府のこの立場を今議会の方でいろいろ検討委員会やつておるという状況だと私は理解いたしておるわけでございます。したがって、SDI計画につきましても、そのABMの条約に關する関係におきましては、アメリカの政府がどういふ解釈をとるか、そしてそれに対してアメリカの議会がどういふ反応を示すかということ、我々がコメントすべき立場じゃないかと思つたのでございます。

○立木洋君 解釈の問題については後で議論があ

るとしまして、全体のこういう動きを肯定的に見ておられるのか。つまり、日本としては、研究の問題で今交渉が行われている最中ですよ、こういう動きを肯定的に見ておられるのか、いろいろとやっぱ問題点が生じてきているという判断をなさっているのか、そのあたりの判断をお聞きしたいんですが。

○政府委員(藤井宏昭君) この動きということもただいま大臣が御説明なされたとおりでございまして、ABM条約の解釈については、議会在五月十三日でございますけれども報告書が出されたわけでございまして。それは、ABM条約の批准に関する記録、それからさらに交渉記録に関する検討結果、これは昨年出ていたものでございまして、その改訂版、この二つが五月十三日に議会上出されまして、六月にはさらにその後の米ソの同条約の運用状況についての報告が出てくる、こういうことでございます。

いずれにしましても、米國政府の態度、これは御存じのとおり、広い解釈と狭い解釈があり得るけれども、米國政府としては、広い解釈が妥当であるけれども、狭い解釈をとっていくんだと、政策的に、そういう態度をとってきております。が、いずれにしましても、広い態度をとるということを決めたわけではなくて、議会在今二つの報告書が出て、もう一つが出てくるという状況でございますが、それを議会とも協議して、さらに同盟国とも話し合いを進めていくということでございます。して、アメリカ政府がどういう態度をとるのかということはまだ決まったわけではございません。

それから、先ほど実験云々の話がございましたけれども、こちらの方は、四月二十一日にアメリカの国防総省のSDI局が年次報告を議会上提出しておりますけれども、その報告の中におきまして、今アメリカが考えております実験はすべてABM条約の狭義の解釈の範囲内であるということを強調しているわけでございます。

したがって、このような動きという御指摘でございますけれども、いずれも基本的に従来のラインということから大きく大きくと申しませぬか、それが変更がなされているということではないというふうな考え次第でございます。

○立木洋君 大臣、あれは六十一年の九月でしたかね、政府が官房長官の談話を発表されて、SDIに対する日本政府の態度を発表されたが、その見解は今変化があるんでしょうか、日本の政府の態度として、その対応には全く変化がないのか。何か多少の変化がこの交渉の過程に生じてきているのかどうか。あの六十一年九月に発表された官房長官の談話後の傾向です。

○國務大臣(倉成正君) ただいまのお尋ねは、六十一年九月九日のSDI研究計画に関する内閣官房長官の談話を指しておられると思うわけでございませぬが、この基本的な立場には変化はございません。

○立木洋君 二月でしたか、アメリカの大統領軍縮顧問が来られて、大臣お会いになりましたね。あのときに大臣が述べられている内容を見てみますと、今述べられたと同じように、SDIとABM制限条約について、第一義的にはこれは条約当事国の問題だ、米ソの軍備管理・軍縮交渉に影響のないように配慮すべきだ、こういうふうな述べられていますが、この影響のないように配慮すべきだということはどういう意味なんですか。拡大解釈をすべきではないというふうな意味なんですか。

○國務大臣(倉成正君) 御案内のとおり、ABM条約の締結そのものが米ソの軍備管理交渉あるいは軍縮交渉と並行してつくられた条約であることはもう立木委員御承知のとおりでございます。そしてアメリカの場合には、ABM条約はあるけれども配備を一応中止しているという状況でございますから、したがって、このABM条約の解釈というものもやはり軍備管理交渉、軍縮交渉と並行して当然行われるものだというふうに思っております。

○立木洋君 それはそうなんですけれども、影響がないように配慮すべきであるというふうな大臣がロウニー顧問に述べたという、この影響のないように配慮するということは、つまりABMの拡大解釈にならないようにしないという意味で大臣が述べたお言葉ですかという質問なんです。

○國務大臣(倉成正君) ABM条約の解釈問題については、我が国はその条約の当事者ではなく、条約の有権的解釈を行ない得る立場にはないけれども、今後米政府内の検討に当たっては、解釈問題の米ソ関係、なかならず米ソ軍備管理交渉と与える影響についても十分配慮してほしいと、そういう意味のことを申し上げたことは事実でございます。

○立木洋君 そうすると、拡大解釈があり得ても日本政府としてはそれを容認するということもあり得るわけですか。アメリカが拡大解釈をなした場合、もちろん今これは議会で決まっておりますけれども、今回の報告で出されて、まだ今後でしか決まるのは、それが拡大解釈が決まった場合でも日本政府としてはそれを容認するという立場もとることがあり得るという意味ですか。

○國務大臣(倉成正君) これはもう最初から申し上げておりますように、条約の当事者でない日本が両国のABMの解釈について有権的解釈を行ない得るはずがございません。したがって、どういふ解釈をするかということとは当事者間でお決めいただくことではないかと思っております。

○立木洋君 九月の九日に出した官房長官の談話です、この四項目に、「ABM条約に違反しない」と明確に書いてあるわけですよ。解釈云々の問題ではないんです。だから、若干態度が変わってきているというふうに見えていいんですか。

○國務大臣(倉成正君) ABM条約に違反しないということでございますから、ABM条約の解釈まで踏み込んでここで我々は申し上げていないわけでございますから、どの点を御指摘になったのか……。

○立木洋君 だけれども、解釈がどうなるかというところによつては、違反するのかわからないのかというところが問題になるわけでしょう。アメリカが拡大解釈してもそれでABMに違反しないというふうにとる立場もあり得ると日本政府が言うならば、それは日本政府としての整合性はあるかもしれませんよ、我々は反対だけれども。しかしここでは、ABM条約の解釈にかかわらず、「ABM条約に違反しない」ということを明確にされたんだから、そうすると、ABMの解釈をめぐってどういう立場をとるかというところは明確じゃないでしようか、第一義的には云々ということではないで。そうすると、若干あいまいにされてきた変化があり得るといふふうなみなされても仕方がないんじゃないでしようか。

○國務大臣(倉成正君) 立木委員の御質問の御趣旨が私によく理解ができませんのでございませぬけれども、日本政府が一貫してとってきた立場は、一昨年五月ボンにおける日米首脳会議におきましても中曽根総理がこの問題に關して、まず第一には、ソ連に対する米國の一方的優位を追求するものではない。第二に、西側全体の抑止力の一部として維持強化に資する。三番目に、攻撃核兵器の大幅削減を目指す。四番目に、ABM条約に違反しない、及び開発・配備については同盟国との協議、ソ連との交渉が先行すべきであるとの諸点を確認したということでございます。

○立木洋君 これは大臣先刻御承知だと思いますけれども、七二年に、当時締結したレアーダ長官が国会に出しましたよ、アメリカの国会に、つまりこの五条の一項についての答弁の内容を、この答弁の内容を見ましても、最初に出されているのは、地上固定式、ABM以外のABMシステムは開発も実験もできないんだということをはつきりさせているわけですね。そしてその後、カーター政権のときに一九八一年に出された軍備管理の解釈についても同様のものとして一貫しているわけでしょう。

拡大解釈されるかどうかというものは、つまり宇宙で、つまり地上固定式ではなくてそれ以外でやられる宇宙での実験も可能だという方向に今持

た、配備も開発も実験も可能だという方向に今持

た、配備も開発も実験も可能だという方向に今持

た、配備も開発も実験も可能だという方向に今持

た、配備も開発も実験も可能だという方向に今持

た、配備も開発も実験も可能だという方向に今持

つていこうとしているんですよ。だから、狭義の解釈に縛られないという報告を出して、まだ決まっていなくても、そうなるに決まるとして、これはアメリカがどう解釈するかということにすべて依存する。アメリカがAという態度をとるならば日本もそれに賛成する、Bという態度をとるならば日本もそれに賛成すると言われるのか、それともアメリカがAという態度をとったら絶対に反対だ、それは違反だと言うのか、そこはどちらなんですかということを聞いています。

○政府委員(藤井宏昭君) 一つ事実関係を申し述べたいと思いますけれども、ただいま御指摘になりました官房長官談話は昨年の九月九日でございますけれども、八五年の段階で既に、先ほど触れましたように、アメリカ政府は、ABM条約の解釈といたしまして広い解釈と狭い解釈があり得る、広い解釈も正当なる解釈ではあるけれどもアメリカ政府の政策として狭い解釈のもとでSDIの研究計画を推進していく、こういう態度を明確にしておるわけでございまして、昨年の段階ではアメリカ政府の解釈はそういうことでございます。

ただ、それに今問題は、その基本的な態度は変わらぬ、アメリカ政府として政策的にどのような解釈、どちらの解釈を進めていくかということに議会、アメリカ政府としてまず態度を決める、まだ決めておらないわけでございまして、態度を決める過程で議会それから同盟国ともいろいろ話をしている、こういうことでございます。

○立木洋君 それは八五年に大統領が出した解釈の声明についてはそういうふうになっていきますよ。だけれども、その場合に、そういうことを踏まえてもおかつABMに違反しないということをここで明確にされたらいいでしょう、何の限定もつけないで、それで、一義的にはアメリカの解釈に従うということになった場合に、アメリカが政策的にしる何にしろ、政策的にそういう態度を

とつたら、違反するけれども、そういう政策をとるといふことにはならないで、拡大解釈してそういう政策をとるといふことに私はなるだろうと思ふんです。

そういう危険性が進んでいるわけですから、そうすると、これで違反しないということも明言している日本政府の態度としては、そういう場合、それには賛成できないと言つて我々は研究から手を引くという態度にならざるを得ないんじゃないかというのが正論ではないかと思ふんですが、大臣いかがですか。

○政府委員(斎藤邦彦君) 基本的には先ほど大臣が申し上げたことと同じことになるわけでございしますが、我が国はABM条約の当事国でございせんので、何が違反であるかとか何が違反でないかという判定はできないわけでございまして、アメリカ政府といたしましては、一九八五年にボン・サミットのときの日米首脳会議において、SDIというものはABM条約に違反しない形でこれを進めるというのを我が国政府、中曽根総理に対して確言しているわけでございまして、我が国はそれを前提としてSDIに対する我が国政府の態度というものを考えているという次第でございます。

○立木洋君 もうお二人の話はよくわかつています、何を言われ、何をされてるか。これは政治的な判断に係る問題ですから私は大臣にお聞きしたかったです。じゃちょっと話を進めますよ、もう私時間がなくなつてくるとあれなんです。

今政府間での交渉向こうとの交渉をやっていますが、交換公文を取り決める段階にまで来ていますかどうなのか。大体そういう見通しですね。いわゆる文章の詰めに入っているのかどうなのか。そういう状況は今どういう状況になつてきているんでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 昨年九月九日の官房長官談話に従ひまして、以降三回の日米間の協議を重ねたわけでございます。昨年十月、十二月、本

年一月ということでございます。民間企業等の参加の枠組みをずっと話し合つてまいりました、かなり両者の間の理解は深まっております。ございまして、交渉事でございまして、今後どのような日程と申しますか、というふうな時期に、どのようなふうな物事が進むかということに、現段階では何とも申せないわけでございまして、いずれにしましても、その交渉の結果は何らかの文書によりましてその合意を確認していくということになると思ふます。

○立木洋君 サミット以前に交換されるという可能性は。

○政府委員(藤井宏昭君) 特定の時期、サミットというのは特定の時期でございまして、その前後かという御質問につきましては、先ほど申し上げましたように、どういうふうになるのかということについては、現段階では何とも申し上げられないというのでございまして。

○立木洋君 じゃ、何らかの取り決めが行われるという場合に、今までの問題についてはこれは公開するということに日本側としては主張したという話になつてはいるわけですが、この参加の取り決めに関しては、日米間の取り決めは、参加の原則に関する交換公文とその細目についての了解覚書の二本立てにして、前者は公開するが後者は機密にするということも報道されていますが、この点はいかがですか。二本立ての交換公文になるのかどうなのか。

○政府委員(藤井宏昭君) SDIの取り決めは今まで四つございまして、アメリカと英国、西独、イタリア及びイスラエルの四カ国でございまして、いづれも一切公表されておりません。そういうことと申しまして、日本政府としてはしかしながら公表できるものはできるだけ公表したいというところで交渉が臨んでいるわけでございまして。

○立木洋君 ちょっと今のところを正確に。公表できるものは公表したい、ですね。

○政府委員(藤井宏昭君) 公表できるものは公表

したいという態度で交渉に臨んでおります。

○立木洋君 公表できるものは公表したい、公表できないものは公表しないというところもあり得ると、後の言葉はそういうふうな理解していいですか、あなたが言わなかったことは。

○政府委員(藤井宏昭君) 公表できるものは公表したいということでございます。

○立木洋君 大臣、最後にこの問題についてぜひとも、今度はお二人ちよつと黙つておいていただいて、大臣にぜひともお答えいただきたいんです。

我々はこのSDI参加という問題は非常に危険だということ当初から反対してまいりました。これはやっぱり宇宙に対する核軍拡を促すことになりまして、ましてや、私たちの国の憲法の立場から見てもそういう状態になることは我々賛成できない。現在の状態を見ても、レーガン政権が御承知のような時期までしかありませんから、これを何とかしてルールを敷いていきたいというところで強行に進める。これまでも西ドイツその他の内容を見ましても、秘密取り決めてしまう。これは今我々も問題にしている国家機密法とのかかわり等を見ても、新たなこういう機密内容をつくり上げて、そして国民に対する正当な情報を知る権利、これさえがやっぱり束縛されていくというのを強めていく状況にもなりかねない。これは非常に危険なことだ。

そういう意味では、先ほど来何回も申し上げたように、九月九日の状態が多少なりとも変化をした。あのときには第一義的にはアメリカ云々ということはなかったんですから、これがすべてアメリカの解釈に従うということになりますと、多少なりとも変化をしたということにとらざるを得なくなる。だから、今後の経過の中で、いわゆる今言われたような表現がまさになかつたわけですから、そういう意味では、アメリカがとられる今後のABMの解釈、政策の内容にすべて賛成すると言われるのか、反対することもあると言われるのか。このABMの解釈の問題だけでいいです。

そのことだけひとつお答えいただきたい。賛成することもあり得るのか、すべて賛成するのか、反対することもあるのか。

○國務大臣(倉成正義) 今、ABMの解釈をどうとるかという点について、日本が賛成であるとか反対であるとかという立場にはございません。これはもう最初から申し上げておおりでございます。

また、SDI構想そのものについて、立木委員とは残念ながら意見を異にするわけでございませぬ。本来が非核の防衛システムで、弾道ミサイルを無力化するという、そして究極的には核兵器の廃絶を目指すものであるというレーガン構想の説明を受けて、この計画に対する理解を表明し、そしてまたさらに、日本の企業等がこれに参加することは妨げないように、またその場合には、個々の計画について部分的な研究に参加するということについてできるだけ円滑にいくようにしようというので日米間の取り決めをしておるわけでございませぬ。別に問題は無いのではないかとお思っております。

○立木洋君 私は予算委員会の席で、ポール・ニッツの問題、三段階の説も引いて、アメリカ自身ができるかどうかかわからないことさえ言っている。こういう計画、しかも莫大な金を出して宇宙にまで軍備を拡大する、こんなようなやり方はやっぱりやめるべきだということを私は予算委員会の席上で総理大臣にもあなたにも強く要請したわけですね。

しかし、今日の事態を見ますと、日本政府がアメリカ側との間で話をしておいて、当初官房長官が談話として出した内容すら、よりアメリカ側に接近していく方向に動きつつある。私はそう見ざるを得ないと思うのです。これは新しい解釈をやはり大臣自身がお加えになつてゐる、私はそういうふうな、これは何は言つても水かけ論になるでしようけれども、今後その点は厳しく見きわめていくように今後ともまた委員会で重ねて議論させていただきます。時間を私はとりたいというふうにお思いま

す。きょうは時間がありませんので、そのお答えは結構です。また同じお答えになりますから。ココア協定の問題についてですが、時間が十分なくなりましてので、一九七二年に第一次ココア協定が締結され、第二次に受け継がれたわけですが、それらの機能の状態を見ますと、やはり市場価格が常時価格を上回つてゐるというふうな状況でして、第三次協定の場合も、価格が協定上の価格帯の下限に割り込んで、実際には価格が再び価格帯の中に戻すことができない、資金の枯渇もあつてですね。そういう実際上は機能が十分に果たされない状態があつた。

こういう状況を見ますと、今回いろいろと手直しがされて、任意に介入する価格が求められるだとか、それから若干価格帯を引き下げるとか、いろいろな手を打つてゐるわけですね。また自動的に変動する、内容等も。だから、第三次協定までに見られたような状態ではなく、今までは違つて機能する方向によりやっぱり近づいたというか、だから今後の展望としては、一定程度機能し得る可能性が強まつてきたというふうな判断することではないのかどうか、その辺はいかがでしようか。

○政府委員(池田通彦君) 結論といたしましては、先生御指摘のような認識に立つております。協定のメカニズムに入ります前に、八〇年代に入りましてからの需給動向をちよつと見てみますと、八一年から八六年の間に生産は確かに一％上昇しておりますが、他方消費は一五％上昇しております。それから在庫を見ますと、やはり八一年から八六年の間に一九％減つてきております。このトレンドがそのまま続くかどうかそれはわかりませぬ。けさほど申上げましたが、いわゆる甘味離れの、甘き離れの影響を受けまして、基本的に消費はむしろ低迷する方向に向かうと思つております。それにしても、八〇年代前半の勢いはエンカレッジング、勇気づけるものがあると思つていいと思つております。その背景のもとに今度の協定が行われるわけでございませぬ。

今御指摘をいただきましたように、長期的な需給動向に対応するように価格帯が常に下方修正する自動メカニズムが設けられておりますとか、それから特に緩衝在庫が限界に達したときに、補足措置と言つておりますが、凍結するという措置を設けております。したがって、割に今度の機能するのではないかと楽観的な見通しに立つております。

○立木洋君 前回の場合も、結局価格を再び価格帯の中に戻すことができなかったという問題では、買い上げ資金が枯渇してしまつたというふうな状態もあつたわけですね。だけれども、今の状態を見ますと、世界の最大の輸入国であるアメリカ、これは二二・五％輸入してゐるわけですね。これは入つていないんですね。いわゆる課徴金というのを出さないわけですね。そうすると問題は、実際に価格を安定させるために必要なお金の枠というのはいくら狭まつてゐる。もちろん新しく入つてくる国々もありましたから、それについてプールのされるといふこともあるかもしれないけれども、しかし最大の輸入国であるアメリカなどがこれに入らないというふうなことに付いては、やはり私は積極的にそういう態度をとらないうように日本政府としては働きかけていく必要がある。

これはもう時間がないから、私特に強調しておきたいのは、確かに今日米経済摩擦だとか、あるいはヨーロッパが最近では、日本はアメリカの方ばかり向き過ぎるだとかという批判がいろいろ出てきていますね。だから、先進国の間での経済問題というのはいろいろ議論される、それに対しては日本政府の動きも極めて敏感だといふことはあり得るわけですよ。しかし、現在国際的に言へば一兆ドルにも上る大変な累積債務が存在しておりますし、貧富の差の拡大も進んでおります。そしてあれほどの飢饉や貧困の状態といふものが国際的にも存在する。これはだれがどうしてそんなつたかという責任論のことを私は言うつもりはもちろんなりませぬけれども、それはそれと

これは交易条件の悪い低開発国では、農産物である一次産品に頼らざるを得ないという国々が非常に多い。これはココアの場合もそうですよ。いろいろなそういう場合がそうで、今一次産品の共通基金としては十八品目提出されてゐる。これすべてがうまくいくかどうかという問題はありますけれども、しかし、交易条件の悪い低開発国に対して、いわゆる本当に新しい経済的な状態ですね、秩序をつくり上げながら、そういう今は存在している国際的な重大な問題を解決していくという見地が私は必要だらう。

そのときに、あなたが午前中に松前委員に言われて、援助するというふうな考えでのおつき合ひみたいなものですよという発言をされたのは、ちよつと外務省の方の御発言としてはいかがなものだろうかという私は認識を受けました。だから、これはココアということ自体としては、それはココアの消費がチョコレートですから、それはそういうことがあつてもいいと思つておられます。しかし、商品協定全体に対する日本政府のあり方、考え方というのは、もつと毅然としたやっぱり態度がなければならぬということをお私には特に要望しておきたいんですよ。

これは交易条件の悪い低開発国では、農産物である一次産品に頼らざるを得ないという国々が非常に多い。これはココアの場合もそうですよ。いろいろなそういう場合がそうで、今一次産品の共通基金としては十八品目提出されてゐる。これすべてがうまくいくかどうかという問題はありますけれども、しかし、交易条件の悪い低開発国に対して、いわゆる本当に新しい経済的な状態ですね、秩序をつくり上げながら、そういう今は存在している国際的な重大な問題を解決していくという見地が私は必要だらう。

そのときに、あなたが午前中に松前委員に言われて、援助するというふうな考えでのおつき合ひみたいなものですよという発言をされたのは、ちよつと外務省の方の御発言としてはいかがなものだろうかという私は認識を受けました。だから、これはココアということ自体としては、それはココアの消費がチョコレートですから、それはそういうことがあつてもいいと思つておられます。しかし、商品協定全体に対する日本政府のあり方、考え方というのは、もつと毅然としたやっぱり態度がなければならぬということをお私には特に要望しておきたいんですよ。

そういう点で国際的な今の経済の問題、グローバルな経済の問題を見るときに、先進国間における経済摩擦の問題だけではなくして、こういう南北問題における一次産品の問題等についても積極的に日本政府としては対応しながら、アメリカとしてはそういう商品協定を結ぶということに対しては否定的な態度をとつてゐるわけですから、そういうことについても、日本が友好国であるならば、アメリカの態度に対しても積極的に意見も述べ、そういう問題を解決していくように努力していただきたいということをお大臣にお尋ねしたいんですが、いかがでしようか。

○國務大臣(倉成正義) ヨーロッパの場合には御

承知のとおりローマ協定その他、今の委員のお話のように非常に積極的でございますね。アジアの場合にはまず協定があったと思えます。したがって、一次産品の問題については、やはり途上国が非常に価格が下落して大変な苦勞をしていられるという問題についての問題意識は十分私も持つております。ただ、これをどういう形でサポートしていくかという問題については、日本だけでできることではございませんから、やはりよく関係国との協調を考えながら十分これは配慮していかないとはいけません。

○立木洋君 そのことを特に強く要望しておきたいと思ふんです。

最後に、一言だけですが、湿地指定の条約です。この国際的重要な湿地に関する条約の改正の問題ですが、これはちょうど計算してみますと、あれは昭和五十四年二月に、あのときは私もこの委員会での問題を審議いたしました。もちろんこれは重要なことは、湿地を指定するということによって、その湿地の保全を通じていわゆる動植物の保護を図るというのが目的となされていっているという事は明らかです。当時の状況の中で私は非常にうれしかったのは、重要なこういう水鳥なんかの生息していく、これは湿地だけではなく、いわゆる干潟とかあるいは湖沼だとかそういういろいろな湿地帯がありますね。こういうものの環境の保全ということもあわせて重要だということも強調されて、そのことを特に環境庁の当時は野辺さんに私は申し上げたわけですが、そのときの御答弁では、そういう重要ないわゆる湿地だけではなく、干潟、湖沼等々見ていけば、もちろん干潟それから伊豆沼だとかそれから風蓮湖だとか挙げられましたけれども、あるいは小湊それから東京湾の谷津、それから名古屋の沙川などが挙げられたんですね。

ところが、もうこの八年間の間に大変な変わりようですよ、東京湾なんかの状態を見ましてもね。私は、もちろん自然保護という見地で、この問題は湿地の指定ということに限られた条約では

ありますけれども、今後開発の問題でだんだん自然が破壊されていく、そういう点については我々は十分な検討が必要であるという事は、去年の十一月二十八日、環境庁がいわゆる条約事務局に提出した報告書の中でも書かれている内容です。ですから、この点については、外務省がこの条約については湿地の指定だけに関するということとで条約がそれで終わったということにならないで、そういう今後の保全の問題等についても、環境庁が提出している去年の十一月二十八日の報告なども参照していただいて、もう時間がないから内容は申し上げることはできませんが、そういう環境が破壊されていく状態についてもやっぱり厳しい目を光らせながら努力をしていっていただきたいと思ふんです。よろしいでしょうか。

○国務大臣(倉成正君) 大変貴重な御意見でございます。ラムサール条約への登録についての努力をいたしたいと思ふんです。

○小西博行君 私は、本日提案されておりますこの六つの条約につきましてはよく勉強させていただきまして、ここでわざわざ質問するという必要もないということ、きょうは特に、ペルシヤ湾のいろいろな事件が発生しておりますので、その問題についてお尋ねをしたいというふうに考えております。

まず第一点は、先日ペルシヤ湾で米艦スタークがイラクの戦闘機の爆撃を受けて大勢の乗組員が死亡したということが新聞報道されております。アメリカの方でもこの問題を大きくとらえて、その調査を厳重にするという旨のことが新聞に報道されておりますが、外務省はそれらの実態についてどの程度御理解願っているのか、調査しているのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(恩田宗君) 先般の米国フリゲート艦スタークの被弾事件につきましては、米国側から公表されたものがござります。これは十八日午後国防省において事件の概要が公表されました。

それは新聞等でも報道されておりました。また、レーガン大統領の声明、それからこれに関するイラクのフセイン大統領からの書簡の内容も報道されておりました。その他、私も現地における米国外交及び軍当局の責任者の話等々情報収集してござりますが、基本は大体新聞に発表されておりました。それから先のこととはこれから調査したいということ、米当局がせっかく調査を開始しているところだと思ふんです。

私どもとしては、これ以上のちよつとコメントはできない状況でございます。

○小西博行君 私はなぜこういう問題をお聞きしたいかといいますと、日本の船が、特にタンカーが相当ペルシヤ湾の方に入っておりますので、いよいよアメリカまでやられたかと。しかも、聞きますと、イラクの戦闘機に、誤爆だということも言っているわけですが、やられたということになりますから、これは大変危険な状態にこれから先なるんではないかと、そういうような心配があるわけですから、そういう意味でまずお伺いしたわけでありました。

それから、今、日本へ来ておられますイランの外務次官、この方と村田審議官がいろいろ日本の船舶の安全航行について協議をしたというようなことが載っております。その新聞では、いや秀邦丸をやつたのは我々ではないというふうな言い方をされておるわけですが、この辺の実態についていかがでしょうか。

○国務大臣(倉成正君) 私もイランの外務次官とお目にかかりまして、秀邦丸の問題を強く取り上げました。

ペルシヤ湾から約六割の原油が日本に入っておりますから、ホルムズ海峡を通らなければいけません。私もカフジを中心としてペルシヤ湾のことは比較的よく承知しておりますので、とにかく秀邦丸の被弾というのは、先般一月のコスモジュビターに続いてペルシヤ湾内における本邦の船舶、すなわち日本の船、実際は他の国の国籍を持って日

本の船員が乗っている船でございますけれども、日本の丸を掲げた船としては二度目の被弾であるのは極めて遺憾である。幸い今回の秀邦丸の際は犠牲者は出なかつたけれども、我々非常にこの問題について憂慮をしております。したがって、この被弾、こういう攻撃、ロケット砲、機関銃における攻撃が仮に貴国のものであるとすれば、これは断定するというのがなかなか難しいわけでございます。そこで、これはもうゆゆしいことであるからぜひひとつ実態を調べてそして御報告をいただきたいということを私から申しました。

これについては、最初は多少いろいろお話ししておりましたけれども、二回にわたって、いずれにしても、ひとつよく調べて経過を外交ルートを通じて御報告いただきたいということをお願いいたしました。

それからさらにもう一つは、やはり問題は、イラン・イラク戦争というのが続く限りにおいて、私どももあらゆる機会に外交ルートを通じて、先方からもイラクの外務次官が来るとか大使を呼ぶとかいろいろな形でやっておりますけれども、決め手がなかなかないわけでございます。いや、自分の方はやつてないとかいろいろのことがございまして。しかしそれにしても、日本の船会社また乗組員の方々というのは大変な生命の危険を感じて日本の生命線とも言ふべき油を運んでおられるわけですから、この問題については重大な関心を持つておる。したがって、まずイラン・イラク戦争をやめるという方向においてひとつこれから我々も、国連の現在の提唱についてどういってお考えがあるかとかいうようなこと等々、この問題についての我が方の関心事を強く申し述べた次第でございます。

なお、このことに関連いたしまして、ちよつとその前日国連のデクエアル事務総長が参つておられましたので、これも委員会のお許しを得まして私も二時間ほど御懇談いたしました。これはもちろんペルシヤ湾の問題だけではないと思ふんです。

第四部 外務委員会会議録第三号 昭和六十二年五月二十一日【参議院】

ども、イラン、イラクの問題、あわせて秀邦丸の問題がちょうどあつたわけでございますから、この問題についての善処方をお願いしたら、デクエヤル総長、それじゃイランの次官が見えてくるという事なら自分も会つても結構ですということ、日本がござつてもいい形で事務総長とイランの外務次官と会つてこの問題も話し合いたいというふうなことでございます。

しかし、詳細なやりとりについてはなかなか、これは外交上のことでございますから省略させていただきますましたけれども、イラン側は、我が国の船が被弾したことは非常に遺憾であるけれども、自分の国の船が、イランが攻撃したということは認めていないわけでございます。その辺のところが大変残念なことでございまして、なかなか日本として決め手がないというのが率直なところ実情でございます。

○小西博行君　そこが非常に政治的に難しい面ではないかと思つておられます。イランの中にもいろいろな組織がございまして、大変複雑な状況にあるという事を聞いておられるわけでして、間違ひなくイランの何々だということが明確に何かこう出せる方法はないものか。

実際に船員に聞いてみますと、あのペルシャ湾に入つていきますと、入る場合は、右側から撃たれる可能性があるというので皆さん左側に位置する。そこまで考えながら実際には入つておられる。今大臣がおっしゃいましたように白昼の事件ですね。しかも五、六十メートルの距離からロケット砲を撃つわけですから。

それからもう一つは、ちゃんと日の丸のマークを船体いつぱいに掲げておられる。だから明らかに日本の船だというのがわかつておられるわけですね。それに攻撃をしてきた。しかも、聞きますと戦闘区域外である。ですから、何も関係ないという船をいきなりねらつてくるというふうな状況です。それが間違つてやつたということならまだ許す方法もあると思つておられるけれども、何回にもわたつて攻撃を仕掛けてきたということ。その面が

実は、これから先もしこういうようなことがありましたら、もう日本の船員はなかなか向こうへは行かないんじゃないか。船主も大きなお金をかけてこの仕事をやってはいるわけなんですけれども、大変じゃないかなと、そういうふうには思いませんので、この安全という問題について、さつきよつと申し上げましたように、どこの国のどのいう団体かやつておられるかという何か確認の方法というのはいかがでしょうか。

○政府委員(恩田宗君)　ペルシャ湾において紛争が始まりました直後、期間は昭和五十九年から六十二年でございまして、攻撃を受けた船舶の数は二百四十二隻でございまして、そのうちイランの攻撃と思われるものが八十五隻でございます。この八十五隻すべてについて、これはすべて推定でございまして、イランは公式に自国の艦船があるいは自国の軍隊が攻撃したということを確認したことはございません。それで、攻撃の場所であるとか攻撃の手段であるとか、それから発表の有無、イラクの場合は発表いたしますから、等々で推定をやつておられるわけでございまして、今回の事件、日中のことでございまして、極めて衝撃的な事件でございまして、イラン側の取り扱ひのケースとしては変わつていない、こういうことでございまして。

○小西博行君　大臣、これ今後も相当ふえるのではないかと思つておられます。どうも攻撃するモーターボートらしきものも随分数がふえているというふうな聞いておられるんですね。そのメーカも大体何かわかつておられるようですね、どこの国のやつを買つておられるみたい。そういうことで、これから先はふえるというふうなやつぱり判断されますか。

○国務大臣(倉成正君)　これはまあ何とも私が推測するのはできませんけれども、こういうことはあり得るという感じはいたしますので、いづれにしてもその根源を絶つというか、イラン・イラク戦争が続く限りにおいてはやはりどうしてもそういうことをやりがちである、もうかなり血が頭に

上つてやり合つておられるわけでございますから。ペルシャ湾の状況はもう小西先生よく御承知のとおりでございますが、線を引いておられるといつても、どの辺が線だといつても、御案内のとおり、白昼ですから今後の場合はもうまきにあれでございけれども、夜間航行等の場合であればなかなか水かきになる点もあるものですから。何とかしてイラン・イラク戦争が早く終結するという点に最大限の努力をしたいということで、この点についてはデクエヤル総長にも強く国連の行動というものを要請いたしましたわけでございます。

○小西博行君　今大臣がおっしゃるとおり、このイ・イ戦争が早く終わつておればこういふ問題はもうすべて解決するといふふうな私も思いますが、しかし、なかなかこれはそう簡単に解決という方向にいかないのではないかと感じが出ておられます。しかも、毎日日本の船団が出ておるわけで、何かとして、イラン、イラクに対して特使を出すとか、そういうものが具体的にできないものなんでしょうか。

○国務大臣(倉成正君)　特使を仮に出してもこれは同じことだと思つておられます。それは先方に会つて話しても、先方に日本の大使もおられることとございまして、いろいろな手段であらゆる機会をとらえてもうやつておられるわけ、真剣にやつておられるわけです。しかし、特使を出したからといって解決する問題ではない。ですから、基本的には戦争の終結。

しかし、その前として、やはりこの両国に武器を売らないという問題が必要でございまして、御案内のとおり、石油の増産をしようといふことは、やつぱりどこからか武器を買つておられるような問題があつて、地対空のミサイル、今度の場合は海に対するミサイルですが、どこのかよくわかりませんが、いろいろなうわさが飛んでおられるといふことでございまして、その辺のところは非常に私どもとして残念に思つておられるわけでございまして。やはり武器を両国が持たないようになつてくれればそれはいいんですけども、両国に武器

が売られる限りにおいては、やつぱり戦争を続ける限りにおいてそういうことが起こり得るといふことでありますから、その点は日本は手はきれないわけでございます。

○小西博行君　先ほどちょっと触れましたように、ある国におきましては、特別にそういう危険地帯を運航してつておられるというふうな中に乗りかえて対策をとつておられるというふうな聞いておるんですが、そういう情報は聞きましておられるか。

○政府委員(恩田宗君)　私どもの方にはそういう情報はまだございません。

○小西博行君　現実にあることです。それがいいか悪いか、日本でそういうものをやるかやらぬかというのは別問題ですけれども、大変危険だからそのような対策で現実をやつておられるところがあるように思つておられます。

日本も実は考えてみますともう大変なことだと思つておられます。ですから、現在船団それぞれ出ておられますけれども、全部毎日、特に海員組合あたりが中心になりまして、家族の方にも現在位置だとかそして現在の情勢というものを知らせをする、そういうようなことまで現実をやつておられるわけですね。ところがこういう事件が起きますと、それでも行きなさいなんといふようなことがなかなか言いくるなるといふことでして、これは船主の方から何か具体的にそういうお話がございまして。

○国務大臣(倉成正君)　もう大分前になります。船主協会、日本郵船の社長が私のところにお見えになりました。ペルシャ湾の安全航行についてのお話もございました。私は、外務大臣就任前から、まだこのイラン・イラク戦争の初期の段階において、あの川の段階で、まだこんな激化する前の段階からこの問題には関心を持つておられる。あらゆる機会に最善の努力を我々のできる範囲ではしておられるわけでございまして、何せこういう、何となく、もう本当に米ソの力をもつてもなかなか抑えることができないような状況の中で、日本が抗議をしたからといってな

なかなか我々の言うことを聞いてくれないというところに非常に難しい問題があるわけでございます。しかし、いずれにしましても、日本の国民の生命、財産を守るというのが我々の任務でございますから、最善を尽くして、できる限りのことをいたしたいと思っております。

○小西博行君 何か質問する方も具体的な対策というのがはつきりしないだけに大変やるせないような感じがするわけです。これは何とかほかの手段で対抗措置というのはいないでしょうか。いろいろ手段が考えられると思うんですけども、外務省の方で、こういうものをやればもう少し静かにしてくれるんじゃないかというふうなものはございせんか。

○政府委員(恩田宗重) 対抗措置という御質問でございますが、先ほど大臣の方からお答えいたしましたように、攻撃国が特定できていないという基本的な問題がございまして。しかしながら、先ほど申し上げましたように、今般イランから次官がおいでになった場合も、大臣から非常に強く私どもの関心とそれから先方に対する自制というのは申し入れておまして、今回の事件についてもまだ日本の働きかけの過程にある、こうお考えいただいでいいんじゃないかと思っております。

過去の実績を見まして、先ほど申し上げましたように、全体として二百四十二隻、イランと思われるもの八十五隻でございますが、日本の国籍の船が攻撃を受けたのは二隻でございます。実績として、これはどういうことを意味するか。日本の船の運航の非常に細心な注意とか、いろいろな原因があると思っておりますが、私どもは、紛争当事国に対して自制を働きかける、あらゆる機会をとらえて働きかけるという外交努力、それから国連その他各国と協力しての紛争解決の方法、それから万一不幸にして事件が起きた場合は、御存じのとおり、在外公館における迅速な支援、そのために私どもは在外公館に常時日本の船舶の位置等に関する定期的な情報を送っております。また国内にお

いては、運輸省等関係省庁といろいろ御連絡しながら、私どもの持つておる情報を業界にも差し上げ、また、業界の方からの御意見あるいは御相談も承るという形で、総合的にとにかく努力するということをやっております。

私ども、今回の事件、不幸にして白昼起るといふことでございましたので、衝撃的ではございましたけれども、被害が今後とも拡大しないようにできるだけ努力したいと考えております。

○小西博行君 ちよつと不勉強だから教えていたできたんですけど、今、日本の船は二隻と、襲われたのはですね。主な国の名前をちよつと件数等教えていただけませんか。ありますか、データ。

○説明員(野崎敦夫君) お答えいたします。二百四十二隻のうちでございますが、多いのはリベリア籍四十五隻でございます。イラン三十九隻、キプロス、パナマが二十八隻ずつ、ギリシャが二十隻、クウェート、マルタ十隻、トルコ、韓国それぞれ七隻、サウジアラビア六隻、ノルウェー一五隻、あとフランス四、西ドイツ四、インド四、こういう国になっております。

○小西博行君 ソビエトもやられた経験はないんですか。

○説明員(野崎敦夫君) この二百四十二隻の中にはソ連船が一隻カウントしてございます。

○小西博行君 運輸省、ぜひお聞きしたいんですが、こういう安全航行という面で何か具体的な対策を持つておられますか。

○説明員(野崎敦夫君) 先ほど来外務省の方からお答えいただきましたように、なかなか決め手のない問題でございますので、私ども最終的には外交努力をお願いするしかないのでございまして、業界団体あるいは労働団体ともども連絡会を毎月一回程度恒常的に持つております。また業界団体自身も、ベルシャ湾に配船しております。四十二社余りございまして、それらの実務クラスでミーティングを適宜持つて情報交換をやっております。こういったルーチンといえますか、実務

者クラスの正確な情報あるいは体験に基づいた現実的な、何といひますか、生きた情報の交換を通じて、極力被害に遭わないように、また遭つてもそれを最小限にとどめるような方法がないものかということをやっております。私どもの現時的な点で精いっぱいのところではないかと思っております。

○小西博行君 六十年二月にアルマナク号の事件というのが発生しておりますね。そのときに我が党の、これは衆議院でございますが、岡田議員の方から総理に対して質問しているわけですが、総理の方は、とにかく事故防止のためにあらゆる対策を講じてやりたい、このようにはつきり明言をしてるわけなんですか。

ですから、そういういろいろな形での連絡会議を設けられていると思うんですが、そういうものが現在のレベルで十分なのかどうか、十分機能しているのかどうか、そういう面について意見がありましたら教えていただきたいと思っております。

○国務大臣(倉成正君) 今お話しのように、担当官レベルの会合はもう二十回も幾らも開いておりますけれども、しかし、今お話しのように、政策決定のために必要があればハイレベルの出席者の会合を開催もいたしておるわけでございます。しかし、最近の情勢にもかんがみまして、ハイレベル会合の開催を検討してみたいと思っております。

○小西博行君 最後に運輸省にお聞きしたいんですが、海員組合なんかがある比較的大きな会社の場合はお互いに連絡は十分とって安全対策についての協議を十分できているわけですが、組合のない企業というのにもたくさんあるのではないかと。そういうものに対してはどのような指導をされているのか、これを聞きたいと思っております。

○説明員(野崎敦夫君) 御承知のとおり、日本の船が外国に行く場合は基本的に私どもにその情報が必要に入らないシステムになっております。たまたまベルシャ湾ということでもござい

して、従来の航行方法にかえまして、船主協会でも情報を取りまとめられておるわけでございますが、当然その中には、日本籍の船が基本になりますし、外国籍の船でも、日本人が船員として乗り組んでおります船につきましては極力連絡をとり合つてやっておりますことは先生御指摘のとおりでございます。それで、日本籍船は日本人でございまして、日本人が乗つておる船で、かつ海員組合非加盟となりまして、ちよつと私どもではすべてフォローしておると言い切れるところではないのが実情でございます。

○小西博行君 以上で質問を終わりますけれども、大臣、そういう事情ですから、大臣の方から随分いろいろやっていたらいいのではないか、何さま相手国がこういう国なものですから、しかも戦中中というところのいろいろなハブニングがあるのかと思つて、何ともしても私は、安全に石油を買つてこれらのような、それを守つてあげる、これが我々の大きな責任ではないか。そのことが日本のためにもなるわけでありまして、そういう意味で今後ともよろしくお願ひ申し上げたいということをお願いいたします。

○田英夫君 私、きょう審議中の六条約案件につきましては、同僚委員からも既に御質問がありましたし、私自身からも特に問題はないと思つたので、委員長のお許しをいただきまして、朝鮮半島の状況について政府の御判断を伺つてみたいと思つております。

ちよつとどうしよう、北朝鮮の金日成主席が中国を訪問したという報道があります。もう言うまでもなく、朝鮮半島は南北に分断を、しかも厳しい対立が続いているわけでありまして、政府も同じお考えと思つておられるように、緊張が緩和するようになつておることを願つておられるという立場から、この金日成主席の訪中ということも一つ注目すべき動きではないかと思つておられます。

特に近年北朝鮮がややソ連寄りであると言われ
てきましたし、事実、ソ連からの軍事援助とい
うことを増加しているという事も言われている
わけであります。そんな中で五年ぶりに中国を公
式訪問するという事でありますから、そんな意
味からも、これは未承認国でありまして、政府か
らいば直接の関係はないというお立場はよくわ
かりますけれども、そうした今の朝鮮半島全体の
動きを、大要漠然とした質問ですけれども、政府
としてどういうふうにお考えになつてゐるか、基
本的なお考えを聞かしていただきたいと思いま
す。

○国務大臣(倉成正君) 朝鮮半島の情勢について
は、たゞいま田先生お話しのように、南北が厳し
い対立をしておるわけでございますが、基本的な
は非常に相互の不信感があるし、先般は金日成の
死亡説が流れたりしまして、まだ依然としてその
真相は明らかでないというような状況ございま
して、我々にとつても非常にわからないことがた
くさんあるわけでございます。

しかしいづれにしましても、南北朝鮮がこのよ
うな対立関係あるいは不信関係を続けていくとい
うことはアジアの安定にとつても好ましいこと
ではないというわけでございますから、最近、御案
内のおり、アメリカも北朝鮮との接触を非公式
な形においてとり始めるというような行動を起
しておるようでございます。また今回、今先生の
お話のように、北の方が中国と、これはソ連との
関係があつて中国との関係なかなか難しい関係に
あつたと思ひますが、接触をするということござ
いますから、双方とも非常に流動的な要素を含
んでおりますけれども、一日も早く南北の信頼関
係が確立いたしましたので、できれば韓半島の
安定ということができるよう心から願つておる
次第でございます。

○田英夫君 御専門のアジア局長もおられるわけ
ですが、今、北朝鮮の動きということの中でひと
つ中ソとの関係というのは非常に常に注目をしな
ければならないと思ふんです。大分前になります

けれども、私も北朝鮮を訪問したときに感じたこ
とですが、公式にはもうどんな場合でも中ソ等距
離ということを繰り返して言われるわけですね。
にもかかわらず、ある時期中国寄りになつてい
て、ある時期ソ連寄りになつてゐるということ
は、これは事実客観的にはあると思ひます。

私は、過去の経過からすると、北朝鮮が非同盟
諸国会議に参加をして、しかも非常に積極的な非
同盟諸国会議の中で活動してゐると思ひますね。
そういうことと関連をしてみますと、非同盟諸国
会議の中にはソ連寄りの国ももちろんある、キュ
ーバなどはその典型でしようし、また中国寄りの
国もあるということの中で、とにかく原則等距離
ということを守り抜くことが以前よりも必要にな
つたんじゃないか。非同盟諸国会議に入る前はそ
の点は比較的中國寄りということを出して
たように私は思ふんですけれども、そんなことを
感じてゐるということをおの機会に申し上げてお
きたいわけなんです。

お尋ねしたいのは、アメリカが、大臣おつしや
つたとおり最近北に対する態度を若干変えつつあ
る。シュルツ国務長官が三月に中国を訪問し、同
時に韓国も訪問いたしました。北に対する姿勢も
その前後から変わつてきてゐると同時に、韓国に
対する姿勢も私は最近変わつてきてゐると思
うわけなんです。そこでさばりお聞きしたいのは、
アメリカはいろいろな考えがある中で、南北
に対して、つまり朝鮮半島に対しての姿勢を変え
つつあるんじゃないかと思ふんです。そこで日本
は、アメリカよりもより近い国として北に対する
姿勢というものをお変えになるつもりはないのか
ということなんです。

これは若干私の願望も込めて申し上げるなら
ば、現在、御承知のとおり、日本の漁船員が抑留
をされてゐるという問題があります。例のズ・ダ
ン号事件でかなり北側が硬化してゐるということ
も事実だと思ひます。同時に、私も日朝議連の副
会長をさせていただいておりますが、日朝議連が
仲立ちをして進めてまいりました北朝鮮との漁業

についての話し合いといひますか、あれは協定と
言われておりますが、実際は協定を結んでゐるわ
けではありませんで、北側の好意という形で実際
に操業できるといふことで行われていたものが
これが中断されてゐる。こういう状況を考えた
ときに、むしろグローバルな外交、政治的な判断と
いふことも含めて北に対する政治的な姿勢を変化
させるといふことは決してマイナスばかりではな
いと思ふんですけれども、この辺について大臣の
お考えを聞かしていただきたいと思ふんです。

○国務大臣(倉成正君) 先生のお話をお伺いいた
しました。我が国としては、基本的には、南北
の対話の促進、そして朝鮮半島の緊張緩和及び同
半島の平和と安定にとり、南北の対話の促進が緊
張緩和に必要だということをお考へしておりますし、
アメリカが部分的であるにしても今回とつて
おる態度、南北対話の促進の環境づくりをして
いるというところは評価してゐるわけでございます。

我が国の北朝鮮との接触については、ちよつと
事柄の性格上詳細について明らかにすることは差
し控へたいと思ひますけれども、アメリカがとつ
てゐる程度のことには既に従来から許可をいたして
いるわけでございます。外交関係のない北朝鮮
との間で経済、文化等の分野における民間レベル
の交流を積み重ねるといふ従来の方針を変更する
考えはないわけでございます。

ただ、私、率直に申しまして、今ちよつと第十
八富士丸の二人の、船長と機関長のお話が出ま
したけれども、三年有余に及ぶ抑留、どういふ理
由があるか、またその国のそれぞれの立場があろ
うかと思ひますけれども、これはズ・ダン号の前
からのことでございますし、家族の方とお会いし
ましても、こちらから手紙を出しても返事が一切
来ない。どういふ状況かといふことはわからない
といふことは、私もどういふ民主主義の国家
としてちよつと考えられないことでございます
ので、そういう点については、北朝鮮を訪れる方
にはぜひひとつ、せめて家族が出した手紙の返事
なりといふことはできないものかということ

をしていただけますけれども、それができない状況にあ
るということには非常に残念に思つてゐる次第でござ
います。

○田英夫君 第一八富士丸のお話が出ましたけ
れども、これは公式にこういう場でお述べになる
ことはできないと思ひますので、質問は差し控へ
ますけれども、北側と日本が接触し得る場所とい
うのは世界じゅうに幾つかあるわけでありまし
て、北朝鮮と最も近い場所にもあるわけですか
ら、そういうところへ何か一日も早く二人の人
が帰れるようにという御努力をひとつお願いして
おきたいと思ひます。

アメリカが南北についての姿勢を変えてきたと
いふ、南の方つまり韓国の方ですけれども、シュ
ルツ国務長官の三月の訪韓以後、明らかに従来
のアメリカ政府の一貫した韓国政府との極めて密接
な関係というものが若干変化が出てきてゐるんじ
やないかと思ひますが、これはアジア局長の専門
のお立場から、私のそういう意見にはどういふ御
意見をお持ちですか。

○政府委員(藤田公郎君) 最近の韓国の政情につ
きまして、特に四月十三日の大統領の声明によ
りまして、改憲、憲法改正問題が来年二月の大統領
の交代及びオリンピックの後には延びたということ
と、それをめぐりましての韓国国内の政治面での
動きに対しましていろいろの発言が米國でなされ
てゐるのはたゞいま委員が御指摘のとおりでござ
います。

アメリカの言つております韓国内政について
の意見の基本は、第一に、平和的な政権の移行と
いふ今まで韓国においてなかつた実験をこれから
試みようとしてゐる韓国に対して声援を送ると申
しますか、これが民主化の非常に大きな第一歩な
んだといふことで、全大統領の決定を評価しかつ
それに声援を送るといふ基本。それから、全体と
して見ますとシグナル次官補が演説をされました
インに尽きますけれども、アメリカとしては、具
体的な行動、これはもちろん韓国人たちがみず
から決定するところであるけれども、できるだけ

幅広い民主的な過程というものを望むということ
で、従来からそれほど基本においては変わつたこ
ころはないんじゃないかと思ひます。

○田英夫君 私には若干意見が違ふのでありまし
て、大臣おっしゃつたとおり、アメリカは基本的
に南北緊張緩和、そして対話を進める。対話が進
みかけては途絶しているという状況を、何とかオ
リンピックを控えて対話の方向へ進めたいとい
うことで、それから、お答えいただくと思つたん
ですが、私の方から申し上げてしまふと、ア
メリカの議会の中で民主党が上下両院ともに多数
になつたということの影響もあると思ふんですけ
れども、そういう中で、韓国に対して従来政権を
支持してきたということ、民主主義を進めてほ
しいということ、これは実は韓国の実情からする
と矛盾する。このところのウエートの置き方が常
にアメリカの中でも揺れ動いてきたと思ひます。

カーター政権のときはその民主主義の方を重視
した。どちらかといえば共和党政権の場合は西側
の一員ということを政治的、軍事的に重視してき
たという中で変化が起きてきてんじゃないかとい
うのが基本的に私の頭の中にあるわけだ。

そういう中で、来年の大統領選挙を控えて、平
和的に移行するということと同時に、それがもつ
と幅の広い、今局長おっしゃつたとおり、幅の広
い形で平和的に新しい政権ができてほしいと思
っているんじゃないか。だから、李敏雨、現在も新
韓民主党政権ですが、あの人の妥協案あたりを一
番望んでいたんじゃないかと思ひますが、どうで
しょうか。局長どうぞ。

○政府委員(藤田公郎君) アメリカの対韓政策及
び韓国の国内情勢なものですから、余りこのよう
な場でいろいろ申し上げるのはいかかと思ひま
すけれども、事実関係ということで申し上げられ
ば、確かにたまたま田委員がおっしゃいましたよ
うに、シユルツ長官が訪韓されました三月の初め
の直前にクラークという東アジア担当の次官補代
理が訪韓をしまして、李敏雨総裁の昨年末の提案
を応援する。実はそのころはもう李敏雨総裁自身

は撤回しておられたものですから、案としては若
干もうなくなつていたような案だつたんじゃない
かと思ひますけれども、李敏雨総裁が昨年末に
言われた案が、新民主党とそれから民正党との妥協
点を探る非常に建設的な試みだということ、か
なりアメリカとしてはあれに期待をかけていたの
ではないかということも私も想像いたしては
おりました。

○田英夫君 確かに政府としてはおっしゃりにく
い点でしようけれども、にもかかわらず、アメリ
カの願望は逆効果であつて、李敏雨総裁の案を支
持したということが表に出てきた中で、逆に新民主
党が分裂してしまつて統一民主党がつくられると
いう結果になつたと思ふんですね。

実はきのうソウルへ電話して金泳三氏と若干話
をしてみたんです、今の状況を彼らの立場からど
う見ているんだらうかと。この機会に御紹介しま
すと、大変自信を持つていてということ、まあ
自信を持つてなければならぬことはできないでし
ようけれども、一つは、憲法改正問題について言
えば、四月十三日の全斗煥大統領の改憲中止とい
うことで、現在の憲法のままの大統領選挙とい
うことになるだらうけれども、それには自分たちは
大統領候補を立てないから、そうなればこれは事
実上できないかというふうにはわかっていませんけ
れども、彼らの立場からできないかというふう
に言つています。

それから、今政権側から金泳三氏自身が召集さ
れるのではないかというふうな報道もありますけ
れども、これもできない。ただ、党員、事務局員
というふうなところが召集をされるだらうとい
うことですね。

そして、最近の韓国の中の全斗煥政権が揺らい
でいるということの一つのあらわれということ
で、おとといですね、ソウル新聞というのは政府
の新聞ですね、政府系の新聞といひますか、その
ソウル新聞の編集局の記者七十人が声明を発表し
て、社長と退陣を要求した。その社長といひのは

元大臣ですが、現在までは記事とか写真をつくり
上げて変えてしまふ、政権にとつて都合のいいよ
うに変えてしまふという実態を暴露して、こんな
ことでは困る、自分たちがやめるんじゃないかと社
長やめなさい、こういう声明を発表したというこ
とを紹介しております。この辺は日本で想像す
る以上に実は大変なことでありまして、この記者
の七十人という人たちは大変勇気があると言わざ
るを得ないし、今の韓国の実情からすればかなり
身の危険もあるんだらうと思ひますけれども、そ
ういうことがあつたという事実を紹介しておりま
す。

したがつて、私の判断は、かなり一般的に言わ
れているよりも全斗煥政権の立場は苦しい状態に
あるんじゃないかということを感じます。もちろ
ん現地の大使館からいろいろ報告が入つていて
思ひますからその状況をつかんでおられると思
ひますけれども、今のような話ということ、アジ
ア局長どうですか、どういふ印象を持たれます
か。

○政府委員(藤田公郎君) まず最初に、四月十三
日に大統領が声明されました現行憲法下での選
挙、これがどうなるかというのが第一の御指摘の
点かと思ひます。

これは、与党自体この候補者の決定というのを
恐らく六月ぐらい、報道によりますと予定をされ
ていると思ひますし、現在の法律によりますと、
十一月二十五日以降四十日ぐらいでございました
か、その間に選挙が行われるわけですが、その十
一月二十五日の前二十日間の間に選挙人を選びま
す選挙というのが行われます。したがつて、
まだ数カ月、かなりの期間ございまして、その間、
先生のおっしゃいました方々、新しくできました
党、それから新民主党、それから従来の第二野党で
ございまして国民党でございまして、韓国の政界
内でもいろいろな動きが出てくるんだらう
と思ひますし、それ以上私どもとしてとやかく申
し上げる立場にはございませぬけれども、まさに
この点は、アメリカが言つておられるように、韓

国として最初の試みたる平和的な政権の交代とい
うものができるだけ平穩裏に行われるということ
を期待しているということかと思ひます。

第二の、金泳三統一民主党総裁の召集の問題と
いひのは、これは五月の十五日に許国土統一院長
官が声明を出しまして、御承知の新しい金泳三総
裁の召集の問題が三つの点で問題がある、特に国家
安全法等の関連で問題があるという声明がしまし
て、詳細御説明する必要はないと思ひますけれ
ども、統一をすべてよりも上に置くということ、
いろいろな動きがあるように承知しております。た
だ、私どもの承知しているところでは、この綱領
自体は金泳三総裁御自身が直接掲げられたとい
うことよりも、若干そうでない、事務局の方が云々
ということ、そういうような方向で今何か進ん
でいるというふうには承知はいたしてあります。

ソウル新聞の編集局の方々の声明といひのは
よつと私不勉強で承知いたしておりませんでし
た。

○田英夫君 私が申し上げたいのは、もう大臣が
おっしゃつたことと全く同じことになるんですけ
れども、何とかアメリカも南北の緊張緩和、対話
の促進ということのために努力をし始めていて
いいましようか、従来の態度を変えつつあるの
ではないかと私は思つてはいるわけですが、そうい
う中で、ぜひひとつ日本政府も、最も近い隣人とし
て、過去の歴史からも考えてもつと積極的な役割
を果たしていただけないものかということ、申し
上げたいわけですが、これは韓国政府との従来から
のかかわりとか日韓条約とかいろいろのことがあ
ることも十分承知をしておりますけれども、そう
いう中で、アメリカさへも言つては悪いですが
れども、日本こそ、過去のこともあり、隣人とし
て大きな役割をもつと積極的に果たす姿勢があつ
ていいのではないかということ、申し上げたか
つたわけでありませぬ。

最後に大臣から一言そういう意味の御感想を聞
かしていただきたいと思います。

○國務大臣(倉成正君) 今のアメリカの政策、ま

たアメリカの韓国の内政に関するいろいろな関心等お聞かせいただきましてけれども、御案内のとおり、韓国の国内問題については、やはり原則としてアメリカも、韓国自身が決定すべきものであるというこの前提に立って、友好国として深い関心を示しておるということではないかと思つておられます。

私どもも、ひとつ何とか南北の信頼醸成措置ができないものかということ、先般も、日米とは韓国は国交はございますけれども、中ソとはない、また逆に北朝鮮の方は日米とはないということ、ございませうから、まあ双方が承認ができるような、バランスをとりながら接近ができないものか、純粋に私ども、何というか、北と南とがうまく融和できないだろうか、その一つのチャンスはオリンピックじゃないかと思つたので、このオリンピックを一つの契機としてこういうことができれば一番ベターではないかと考えておる次第でございます。

○田英夫君 もう一言ちょっと伺いたいんですが、今オリンピックのことを大臣から言われましたけれども、もう来年の夏過ぎに迫ってきたわけでありまして、そういう中でソウル・オリンピックが本当に平和裏に、しかも円滑に開かれるかどうかというのは、アジアのためにも大問題、世界のためにも大問題、同時にオリンピックそのものにとつても大変なことだと思つておられます。

ソ連のIOCの委員に会って率直な意見を聞いたことがありますが、ソ連にとつては、ロサンゼルスに参加できなかった、そしてソウルにも参加しないということになると八年間のプランクができる。ということは、続けると、その先参加できなかったとしても十二年間選手はオリンピックに参加できないということになると、これはスポーツ界としては大変な損害になるということをおっしゃいました。これはもうソ連だけのことでありませんで、参加できないということが起きますと、東西いずれの側にとつても損害、そういう意

味でオリンピック自体にとつても大変なことだと思つておられます。

そこで、これもまた政府自体の問題ではないかと思つておられます。七月十四、十五にローザンヌでIOCを交えて南北スポーツ会談があるというのを聞いておられますけれども、日本の役割というものがオリンピックというものを挟んであるんじゃないだろうか。猪谷千春さんが幸いにしてIOC理事になられたということも含めて、本当にオリンピックを契機に何とか南北の融和ができないものか、こういうふうに向うわけですか。これはもちろん政府が公式におやりになることではありませぬけれども、何らかの影響を行使してそういう方向をとれないものだろうか、こういう気がしてなりません。これについても一言御感想を聞かしていただきたいと思つておられます。

○國務大臣(倉成正君) 一九八八年のソウル・オリンピックにつきましては、私も施設を見てまいりまして、かなり立派に今できつつある、ほとんど完成したところも大分ございまして、これはもうぜひ成功させたいと思つておるわけでございます。

これは、御承知のとおり、三回にわたつて南北のスポーツ会談が行われているけれども、開催種目をめぐつてとか、いろいろ共催の問題であるとかというところでなかなか最終合意がいかない。しかし、先生おっしゃる通りに、七月十四、十五日に第四回のスポーツ会談が予定されておりますし、現在もIOCの努力ということもございまして、我々も、どの範囲のことができるか別々いたしまして、最大の努力をしてこれがうまくいくように力を尽くしたいと存するわけでございます。

○田英夫君 ありがとうございます。
○委員長(宮澤弘君) 他に御発言もないようですから、六件に対する質疑は終局したものと認めさせていただきます。
これより六件を一括して討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるとの採決を行います。
本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるとの採決を行います。
本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八條、第十七條、第十九條及び第二十一條の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三條の改正の受諾について承認を求めるとの採決を行います。
本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、千九百八十六年の国際コピア協定の締結について承認を求めるとの採決を行います。
本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、特に水鳥の生息地として国際的に重要な

湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるとの採決を行います。
本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、世界保健機関憲章第二十四條及び第二十五條の改正の受諾について承認を求めるとの採決を行います。
本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、六件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 次に、文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めるとの件、原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるとの件、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるとの件、多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるとの件、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めるとの

件、民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求め、国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求め、以上九案件を便宜一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。倉成外務大臣。

○國務大臣（倉成正君） たいま議題となりました文化交流に関する日本国政府とソビエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求め、この件につきまして、提案理由を御説明いたします。

我が国とソビエト社会主義共和国連邦との間では、昭和四十七年及び昭和四十八年に署名された交換公文に基づき、学者及び研究者の交換、政府広報資料の配布等の文化交流が行われてきております。両国政府は、このような文化交流をさらに拡大するための両国政府間で包括的内容を持つ文化交流に関する協定を締結することとし、交渉を行いました結果、昭和六十一年五月三十一日にモスクワにおいて、両国政府の代表者の間でこの協定の署名を行った次第であります。

この協定は、相互主義に基づき、文化、教育及び学術の各分野において両国間の交流を奨励し、促進することについて規定し、このような交流の実施を確保するため、展示会の実施、学者等の交換、政府広報資料の配布、文化交流委員会の設置等の規定を含んだものであります。

この協定の締結により、従来から種々の形で行われてきた両国間の文化交流が相互主義の原則に基づき拡大均衡の方向でさらに促進されることを期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求め、次第であります。

次に、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求め、この条約及び改正議定書は、それぞれ、昭和五十八年六月及び昭和六十一年六月にブラッセルで開催された関税協力理事會において採択されたものであります。

この条約は、統一された品目表を定めるとともに、各国の関税率表及び統計表をこの品目表に適合させることについて規定しており、また、改正議定書は、この条約の発効要件について規定しております。

我が国がこの条約及び改正議定書を締結することは、国際的に統一された品目表を確立する努力に寄与し、世界貿易の発展に貢献するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約及び改正議定書の締結について御承認を求め、次第であります。

次に、原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求め、この件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、昭和六十一年四月のチェルノブイリ原子力発電所の事故を契機に、東京サミットでの提唱を受けて国際原子力機関の場において作業が進められ、昭和六十一年九月二十六日にウイーンで開催された同機関の総会の特別会期において採択されたものであります。我が国は、本年三月六日にこの条約に署名いたしました。

この条約は、国境を越える影響を伴う原子力事故が発生した場合にその影響を受けまたは受けるおそれのある国が事故に関する情報を早期に入手できる制度を設けるものであり、条約の対象となる事故の範囲、通報義務、提供される情報の範囲等について規定しております。

我が国がこの条約を締結することは、原子力の開発及び利用における安全のための国際協力の強化に積極的貢献するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め、次第であります。

次に、原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求め、この件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、昭和六十一年四月のチェルノブイリ原子力発電所の事故を契機に、東京サミットでの提唱を受けて国際原子力機関の場において作業が進められ、昭和六十一年九月二十六日にウイーンで開催された同機関の総会の特別会期において採択されたものであります。我が国は、本年三月六日にこの条約に署名いたしました。

この条約は、原子力事故または放射線緊急事態の場合において援助の提供を容易にするための国際的な枠組みを定めるものであり、援助の提供、経費の償還、特権及び免除等について規定しております。

我が国がこの条約を締結することは、原子力の開発及び利用における安全のための国際協力の強化に積極的貢献するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め、次第であります。

我が国がこの条約を締結することにより同機関に加盟することは、開発途上国における経済開発のための国際協力を積極的に推進しようとする我が国の外交政策に合致するものであり、また、我が国と開発途上国との友好関係を増進する見地から重要な意義を有するものであります。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め、次第であります。

次に、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求め、この件につきまして提案理由を御説明いたします。

この議定書は、関税及び貿易に関する一般協定のもとで合意された我が国の関税率の表を商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に沿って整理し直したものにかなることについて規定しております。

我が国がこの議定書を締結することは、貿易実務の迅速化及び関税交渉の効率化に資するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求め、次第であります。

次に、民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求め、この件につきまして提案理由を御説明いたします。

この議定書は、民間航空機貿易に関する協定附属書に掲げられている三種類の対象製品の表を、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に基づく表にかえることについて規定しております。

我が国がこの議定書を締結することは、民間航空機貿易の発展に寄与するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求め、次第であります。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求め、次第であります。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求め、次第であります。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求め、次第であります。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求め、次第であります。

次に、国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案について御説明いたします。

昭和六十五年に大阪市で開催される予定の国際花と緑の博覧会につきましては、国際博覧会に関する条約第十二条の規定により、開催国は、政府を代表する国際博覧会政府代表を任命することになつておりますので、日本万国博覧会、沖縄海洋博覧会及び国際科学技術博覧会の際における先例に徴し国際花と緑の博覧会政府代表を臨時措置法により設置し、その任務、給与等について所要の事項を定める必要があります。したがって、今回提案の法律案のごとく、外務省に、特別職の国家公務員たる国際花と緑の博覧会政府代表一人を置き、条約及び条約第二十七条の規定に基づき制定された国際花と緑の博覧会一般規則の定めるところにより、国際花と緑の博覧会に関するすべての事項について日本政府を代表することを任務とする政府代表の職を設けることとした次第であります。また、この政府代表がその任務を円滑に遂行することができるよう、それぞれの関係各官庁の長が、必要な国内的措置をとることが適当でありますので、法案中にその旨を規定することとしました。

さらに、本法案においては、政府代表の俸給月額、代表の任免手続等について定めておられるほか、本法律案中には附則として博覧会が終了した後、一年の期間を経過しますと失効する旨の規定を設けております。

以上が、この法案の提案理由及びその概要であります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

政府は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の変化により、在日米軍経費、なかならず労務費が

急激に逼迫してきている事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もつて在日米軍の効果的な活動を確保するため日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を締結することにつき、昭和六十一年十二月以来米政府と交渉を行った結果、昭和六十二年一月三十日に東京において、我が方大臣と先方マンズフィールド駐日大使との間でこの協定に署名を行った次第であります。

この協定の主な内容としまして、まず、我が国は、この協定が効力を有する期間、在日米軍従業員に支給される調整手当等に要する経費の一部を、当該経費の二分の一を限度として負担することとしております。我が国が負担する経費の具体的金額は、我が国の会計年度ごとに、我が国がこれを決定し、右決定を米国に対し速やかに通報することとなっております。また、この協定は、一九九二年三月三十一日まで効力を有することとされております。

なお、右を踏まえ、政府は、六十二年度政府予算案において、所要経費として百六十五億四百万円を計上しているところであります。

この協定の締結は、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持及び在日米軍の効果的な活動の確保に資するものであると考えております。

よつて、ここに、この協定の締結について御承認を求めめる次第であります。

以上、法律案一件、条約八件につき、何とぞ慎重に審議の上、速やかに賛同、御承認あらんことをお願いいたします。

○委員長(宮澤弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

九案件に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十分散会

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(予備審査のための付託は二月十六日)

一、文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件(予備審査のための付託は三月六日)

一、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成の締結について承認を求めめるの件(予備審査のための付託は三月十八日)

一、原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めめるの件(予備審査のための付託は三月十八日)

一、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めめるの件(予備審査のための付託は三月十八日)

一、多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めめるの件(予備審査のための付託は三月六日)

一、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めめるの件(予備審査のための付託は三月十八日)

一、民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めめるの件(予備審査のための付託は三月十八日)

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

あることを認め、
両国を取り巻く最近の経済情勢の変化が、労働者の安定的な雇用の損なうおそれがあることに留意し、
労働者の安定的な雇用の維持を図り、もつて合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、
次のとおり協定した。

第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の手当の支払に要する経費の一部を、当該経費の二分の一に相当する金額を限度として負担する。

(a) 調整手当、扶養手当、通勤手当及び住居手当

(b) 夏季手当、年末手当及び年度末手当

(c) 退職手当

第二条

日本国は、同国の会計年度ごとに、第一条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第三条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、地位協定第二十五条1に定める合同委員会を通じて協議することができる。

第四条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百九十二年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十七年一月三十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成

した。

日本国のために

倉成 正

アメリカ合衆国のために

マイケル・J・マンズフィールド

昭和六十二年六月三日印刷

昭和六十二年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W